

(仮称) 第三次滋賀県環境総合計画

(素案)

平成 20 年 1 1 月

【目次】

はじめに	1
第 1 章 滋賀の環境の現状と課題	3
第 2 章 長期的な目標	2 2
第 3 章 施策の方向	2 9
第 4 章 重点プロジェクト	5 1
第 5 章 計画の円滑な推進	6 4
別冊 淡海のくらしー環境への心づかいー	

はじめに

1 新滋賀県環境総合計画の改定の経緯

5 県では、「滋賀県環境基本条例（平成 8 年 3 月制定）」に基づき、県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 9 年 9 月に「滋賀県環境総合計画」を策定しました。

その後、「循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月）」や「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画 平成 12 年 3 月）」など新たに生まれた法令や計画および社会情勢の変化を踏まえて同計画を改定し、平成 16 年 3 月に「新滋賀県環境総合計画」を策定しました。

「新滋賀県環境総合計画」では、「持続可能な発展をする社会の構築」を長期的な目標とし、暮らしや事業活動の中でだれもが自然に環境改善に取り組むことができる社会（環境を内部化した社会）を目指すことを基本的考え方として施策の展開方向を示しました。また、この計画は目標年度を平成 22 年度としながらも、基本施策等の展開方向は平成 15 年度から平成 19 年度までとし、概ね 5 年後に社会経済情勢に応じて見直すこととしました。

この計画の下での施策の展開や県民・事業者などによる取組の結果、暮らしや事業活動からの環境負荷の低減には一定の進展がありました。例えば琵琶湖へ流入する汚濁負荷量が着実に削減されたほか、資源化されない産業廃棄物量が大幅に削減されたり、県民の買い物袋持参率や事業所の ISO14001 認証取得率が上昇したりするなどの成果がみられます。

しかし一方で、より表面化・顕在化してきた環境課題も少なくありません。特に地球温暖化、資源の枯渇や生物多様性の喪失など、地球規模での危機感が高まっています。

また、琵琶湖における底層部の低酸素化、水草の大量繁茂、外来動植物の侵入、有害鳥獣による被害、産業廃棄物や土壌地下水汚染など地域固有の課題も深刻となっています。

こうした様々な環境課題に対応し、滋賀県が持続的に発展していくための指針として、平成 20 年 3 月に「持続可能な滋賀社会ビジョン」を策定しました。

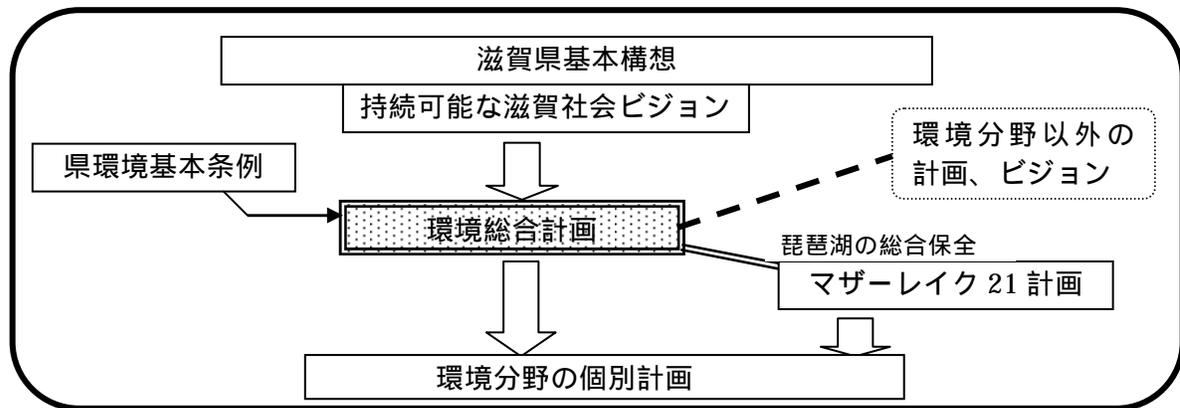
ビジョンでは 2030 年（平成 42 年）の目指すべき社会像と、その実現に向けての長期目標や対策・施策の基本方向などを示していますが、これらを環境に関わる諸計画や施策に確実に反映させるため、「新滋賀県環境総合計画」を改定します。

35

40

2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、「滋賀県環境基本条例」第 12 条に基づき策定する県の環境行政の基本計画であり、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向などの重要事項を定めるものです。
- (2) 同条例第 13 条では、県は施策の策定および実施に当たって環境総合計画との整合に努めるものとしています。
- (3) この計画は、県の最上位計画である「滋賀県基本構想」や「持続可能な滋賀社会ビジョン」を踏まえつつ、琵琶湖総合保全整備計画（以下「マザーレイク 21 計画」という）とも整合を図りながら策定しました。このため本計画は環境に関する個別計画等の指針として活用を図ります。
- (4) この計画で対象とする環境とは、自然環境、生活環境、文化的環境(歴史的環境および風景)および地球環境とします。



3 計画期間

この計画の計画期間は、平成 21 年度（2009 年度）から平成 25 年度（2013 年度）までの 5 年間とします。

この計画では、「滋賀県基本構想」および「持続可能な滋賀社会ビジョン」で示された目指すべき将来（2030 年）の姿の実現に向けて、長期的な目標とこれに基づく平成 25 年度（2013 年度）までの施策の基本方向を示します。

	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成32年度 2020年度	平成42年度 2030年度
滋賀県基本構想	現状							将来の姿と現状の隔たり	将来の姿
持続可能な滋賀社会ビジョン									目指すべき社会像
(仮称)第三次滋賀県環境総合計画									長期目標
マザーレイク21計画									2050年頃のあるべき姿

注: 図表には「中期的な県政の基本方向戦略プログラム」(平成21-25年度)、「将来の姿を実現するのに、何をすべきか? どのように役割分担していくのか?」(平成21-25年度)、「目指すべき将来の姿を踏まえつつ、H21～H25年度の施策の方向を示す。」(平成21-25年度)、「施策の方向」(平成21-25年度)、「第1期計画」(平成21-25年度)、「第2期計画(今後策定予定)」(平成26-31年度)が示されています。

第 1 章

滋賀の環境の現状と課題

第 1 章では、今後の環境施策を実施する上で、前提となる滋賀の環境の現状と課題を把握します。具体的には、環境施策を考える上で踏まえるべき社会的背景を整理した上で、滋賀県の環境の現状と施策につながる課題を分野別に示します。

1 社会的背景

(1) 人口減少・高齢化の進行

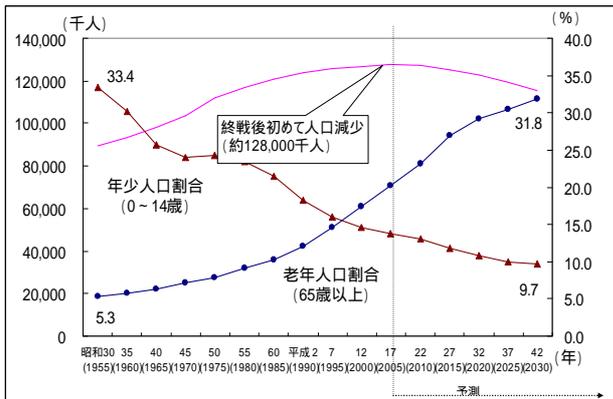
我が国の人口は平成 17 年(2005 年)に減少局面を迎え、平成 27 年(2015 年)には、1 億 2,543 万人、平成 42 年(2030 年)には 1 億 1522 万人と減少を続け、平成 58 年(2046 年)には 1 億人を割り込む推計となっています。また、老年人口割合は上昇を続け、平成 42 年(2030 年)には 3 人に 1 人が 65 歳以上となることが見込まれています。

県の人口は湖南地域を中心に人口流入により今後も当面増加を続けませんが、平成 27 年(2015 年)前後をピークに減少に転じ、平成 42 年(2030 年)には 136.8 万人になると予測されています。老年人口割合については、我が国全体の中では比較的上昇幅は小さいものの、平成 27 年(2015 年)には約 4 人に 1 人が 65 歳以上となるなど、高齢化の進行が予測されています。

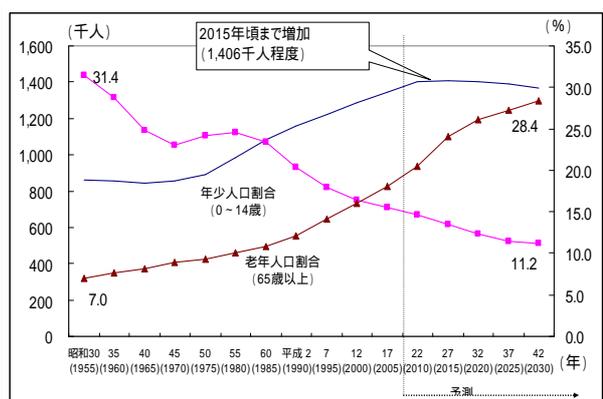
県の世帯数は人口が減少に転じる平成 27 年(2015 年)前後以降も増加を続け、平成 37 年(2025 年)には、約 55 万世帯とすることが予測されています。また今後、単独世帯が最も多い類型となることが予測され、平成 37 年(2025 年)には約 16 万世帯と、全体の約 3 割を占めることが見込まれています。

高齢世帯(世帯主が 65 歳以上の世帯)についても、平成 37 年(2025 年)には約 17 万世帯となり、全体の約 3 割を占めるなど、単独世帯、高齢世帯の増加が見込まれています。

【我が国の人口の推移と将来推計】

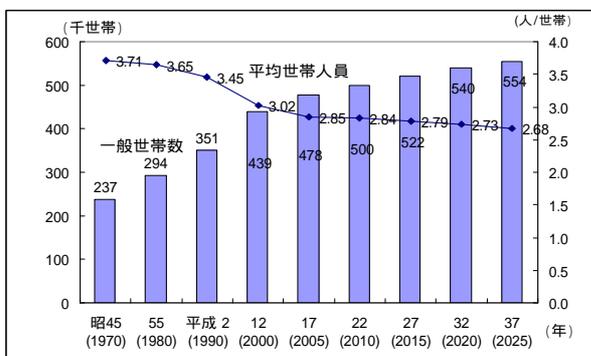


【滋賀県の人口の推移と将来推計】



資料：総務省統計局「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計」(平成 18 年(2006 年)12 月推計)、「都道府県の将来推計人口」(平成 19 年(2007 年)5 月推計)

【滋賀県の世帯数および平均世帯人員の推移と将来推計】



資料：総務省統計局「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(平成 17 年(2005 年)8 月推計)

【環境側面からの視点】

中長期的に見て、我が国の人口減少は、労働力人口の減少を招き、経済成長の鈍化等による環境保全のための支出減少など環境にマイナスの影響を与える面も懸念されることから、多様な就労環境の確保や労働生産性の向上等が求められます。

5 高齡化や世帯数の増加に伴い、家庭におけるエネルギー消費量の増加等が危惧されます。

(2) 産業・経済の動向

10 県内総生産は、平成 17 年度で 5 兆 9,248 億円（名目）と、国内総生産の約 1% ですが、地理的特性等から県は日本有数の内陸工業県となっており、県内総生産に占める第 2 次産業の割合は年々減少しているものの、平成 17 年度で 47.1% と全国平均の 26.5% を大きく上回り、全国 1 位となっています。

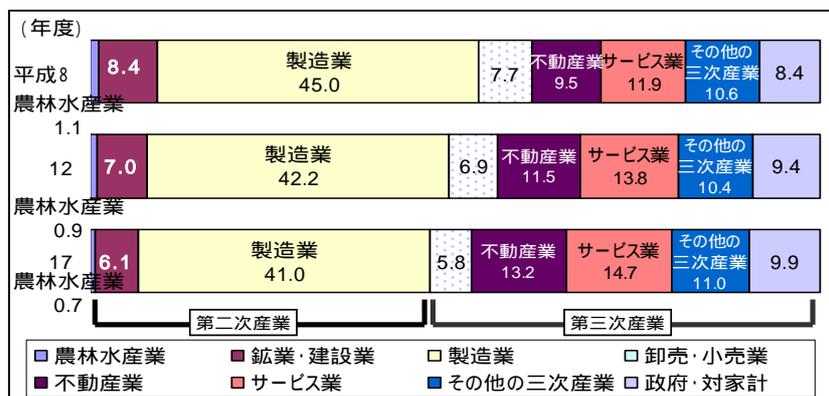
15 県内総生産に占める第 3 次産業の割合は、平成 17 年度で 54.6% と全国平均の 76.3% を大きく下回っていますが、サービス業の拡大により、その割合は年々増加し、今後も拡大が予想されます。その一方で、第 1 次産業は、その規模が縮小するとともに、高度経済成長を通じた製造業の拡大や、1990 年代以降のサービス業の拡大の影響でその割合を大きく減少させ、平成 17 年度には 0.7% となっています。

20 企業の海外への進出件数の推移を見ると、全国的には横ばい状態で推移していますが、県では平成 10 年(1998 年)以降、中国を中心とするアジア地域への企業進出が増加しています。また、外国人労働者の受け入れが増加するなど、経済のグローバル化が進展しています。

25 近年の原油価格の高騰は、我が国の企業にも影響を与えていますが、特に、原油価格高騰の影響を製品価格等に転換しにくい中小企業では、原油・石油製品の価格上昇によって収益に影響があるとした企業が、平成 19 年(2007 年)で 89.7% となっており、県内中小企業への影響も大きいものと考えられます。

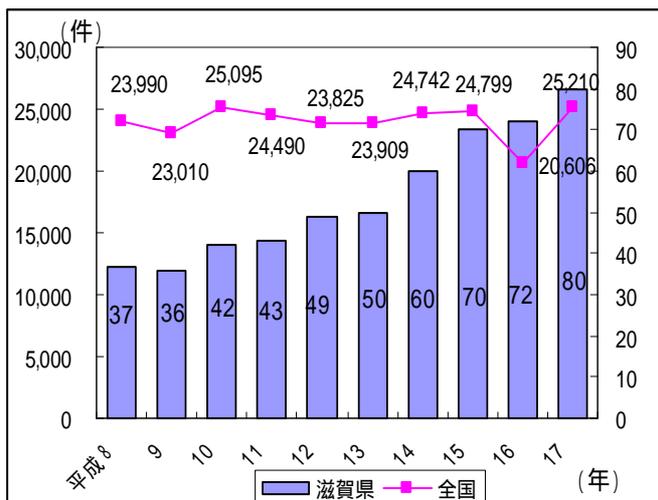
30 地球温暖化問題の深刻化等により、企業への環境制約が今後益々高まることが見込まれる一方で、世界の環境ビジネス市場は、平成 18 年(2006 年)に約 6,920 億ドルの規模となっており、平成 8 年(1996 年)からの 10 年間で約 1.4 倍に成長したとされています。今後も環境に関わる市場・雇用の規模が拡大することが見込まれる中、海外企業を主要な競争相手としている日本企業では、環境制約への対応が企業の強みとなり自社の競争力が高まると考えている企業が、4 割に達しています。

【滋賀県内の経済活動別総生産】



資料：滋賀県「平成 17 年度滋賀県民経済計算年報」(平成 19 年(2007 年)12 月)

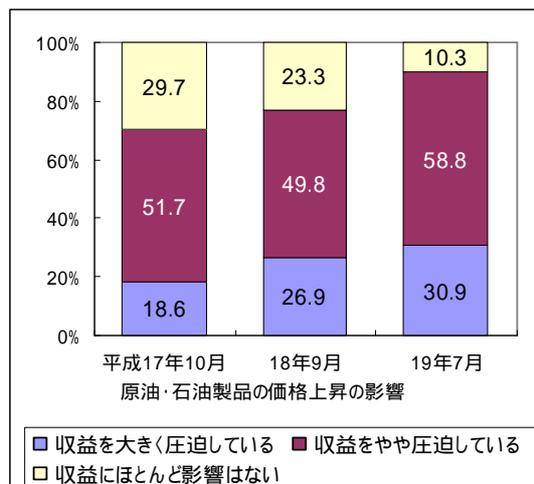
【企業の海外進出件数の推移】



資料：近畿経済産業局「関西国際化情報ファイル 2006」

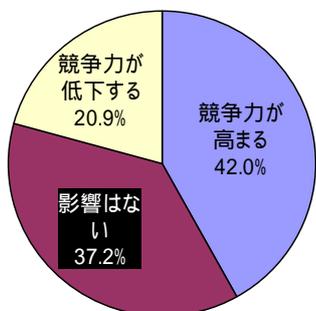
【厳しい環境制約が自社の国際協力に与える影響(全国)】

【原油価格の高騰が中小企業の収益に与える影響(全国)】



原油・石油製品以外の原材料

資料：中小企業庁「原油・原材料価格上昇による中小企業への影響調査」



備考：海外企業を主要な競争相手としている企業を対象に集計
資料：経済産業省調べ(平成19年(2007年)12月)

5

【環境側面からの視点】

第2次産業を中心とする県の産業活動は、今後、省資源・省エネルギーの徹底など環境制約への対応が一層求められます。

10

環境市場が拡大する中、自動車の排出ガス規制への対応が世界市場での日本製自動車の躍進の一因となったように、投資や技術開発等を通じ、今後の環境市場において我が国が優位性を発揮できる可能性があります。

アジアを中心とする経済成長に伴い、資源・エネルギーの需要の増加が見込まれることから、今後、原油価格のさらなる上昇や資源の枯渇などが懸念されます。

15 (3)

地球的規模の環境問題の深刻化

平成19年(2007年)に発表されたIPCCの第4次評価報告書は、地球温暖化は、人間活動に起因する温室効果ガスの増加が原因であるとほぼ断定しました。また、今後も化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現する社会が続けば、年平均気温は約4.0(2.4~6.4)上昇し、海面上昇、水資源の枯渇、食糧危機など様々な影響が予測されると報告しています。

20

今後、中国・インドなどアジア諸国を中心とした急速な経済成長等に伴い、世界全体の資源・エネルギー需要が増加することが見込まれることから、世界全体でのCO₂の排出量については、平成42年(2030年)には、平成17年(2005年)比で約50%増加すると見込まれています。

県においても、温室効果ガスの排出削減の追加的対策がとられない場合、平成42年(2030

年には平成2年(1990年)比で約1割の排出量の増加が見込まれます。

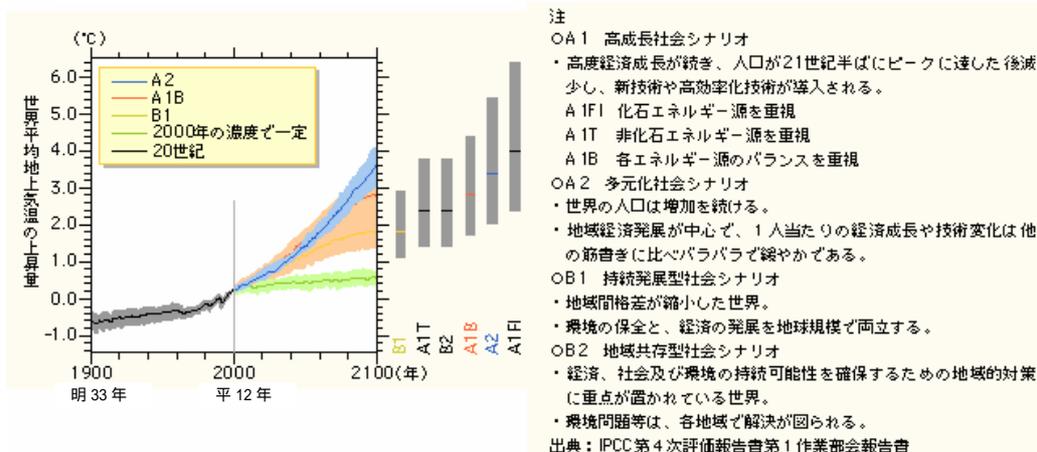
現在、66億人の世界の人口は、平成62年(2050年)には92億人になることが予測されており、食料需給がひっ迫する可能性が指摘されています。特に我が国の食料自給率は平成18年度で39%、本県では51%であり、その影響が大きいものと考えられます。

5 アジアを中心とする経済成長と人口増加を背景に、世界的に廃棄物の発生量が増大しており、平成37年(2025年)には、平成17年(2005年)の2.2倍になると予測されています。また、中国などの旺盛な資源需要を反映して、再生資源等の国際移動が活発化しており、その一例として、我が国のプラスチックくずの輸出量は平成10年(1998年)から平成16年(2004年)の間に6倍以上に増加しています。

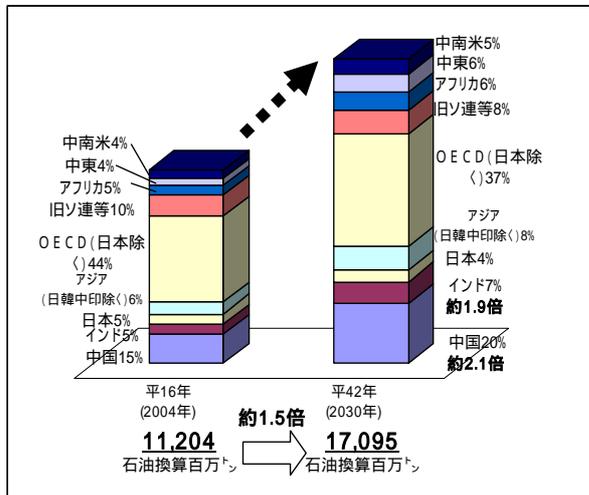
10 我が国は、変化に富んだ地形や気候等を反映し、固有種をはじめ多くの希少種が生息・生育する豊かな生物多様性を有していますが、開発等を背景に生態系の破壊・分断・劣化が危惧されています。また、外来種の侵入や地球温暖化などの人為的環境変動により生態系への影響が懸念されています。

15 近年、日本国内での光化学スモッグ注意報の発令や黄砂の発生頻度が高まっており、経済成長が著しい東アジア地域での環境変化により、大気汚染物質が国境を超えて我が国へ影響を与えている可能性も指摘されています。

【今後の世界の気温上昇の予測】

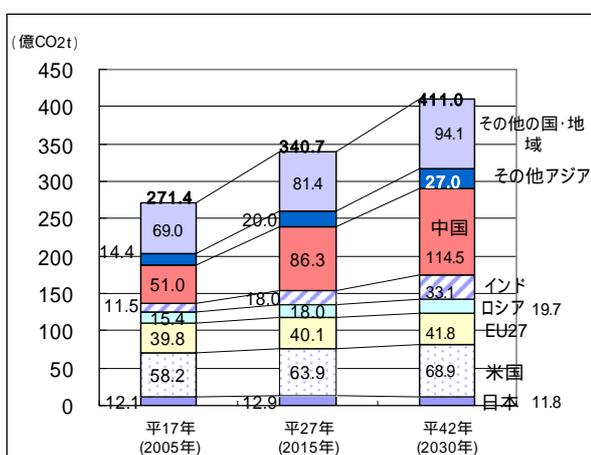


20 【世界のエネルギー需要の見通し】



資料：IEA World Energy Outlook 2006より経済産業省等作成

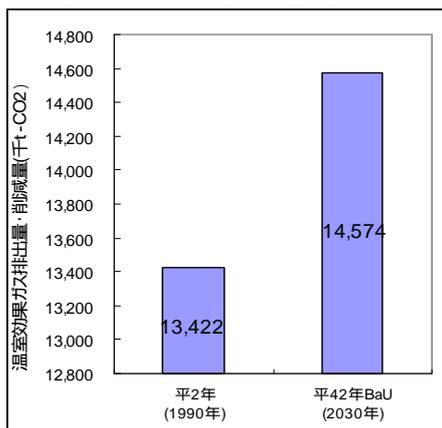
【世界のCO₂排出量の将来予測】



備考：中国には香港を含む。その他のアジアはIEA「World Energy Outlook 2007」における「Developing Asia」から中国とインドを差し引いて算出しており、ASEANを中心としたアジア地域各国の合計値。

資料：IEA「World Energy Outlook 2007」

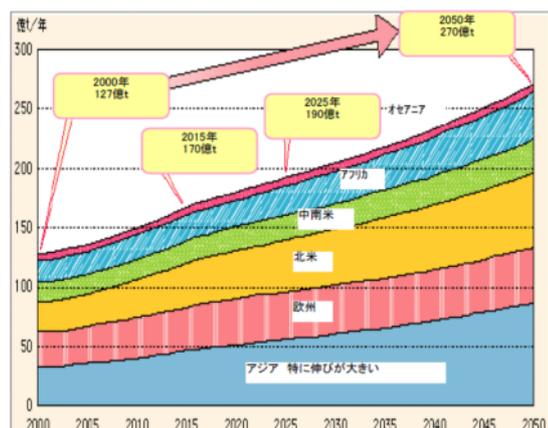
【滋賀県の温室効果ガス排出量】



注) BaU とは「Business as Usual (現状維持)」の略で、温室効果ガス排出量削減のための追加対策がとられない場合を示している

資料: 滋賀県持続可能社会研究会「持続可能社会の実現に向けた滋賀シナリオ(平成19年(2007年)3月) 滋賀県「滋賀県地球温暖化対策推進計画」より作成

【世界の廃棄物排出量の将来予測】



資料: 岡山大田中教授論文

5

【環境側面からの視点】

温室効果ガスの排出量削減のため、太陽光、風力やバイオマスなど、化石燃料に代わるエネルギーが、産学官の適切な役割分担の下でのコスト低減や技術開発により、本格的に用いられていくことが期待されます。

10

食料の6割を海外に依存する我が国では、食料自給率の向上を図るとともに、輸送にかかるエネルギー消費の削減が求められます。

開発行為や地球温暖化などによる生物多様性の危機に対し、長期的な視点に基づいて、NPO、企業、行政など多様な主体による取組が求められています。

15

アジア地域の経済成長により、資源価格の高騰や大気汚染の国境を越えた拡大等、我が国への影響が懸念されることから、国際環境協力の必要性が一層高まります。

(4) 県民の環境意識の特徴

県では昭和52年(1977年)5月、琵琶湖に大量の赤潮が発生したことを契機に、県民が主体となり、赤潮発生の原因の一つであるリンを含む合成洗剤の使用をやめ、粉せっけんを使おうという運動、いわゆる「せっけん運動」が展開され、「富栄養化防止条例」制定のきっかけとなりました。せっけん運動以降も、琵琶湖の水環境を保全するための県民一人ひとりの自主的な取組とともに、NPOや企業等の各団体においても、流域ごとの取組や身近な暮らしの中から水環境を見つめ直す活動が実践されるなど、環境保全への多様な活動が展開されています。

20

NPO法人のうち、環境の保全を定款上の活動の種類として掲げるNPO数は年々増加し、平成20年(2008年)3月末現在で178と県内NPO法人全体の45.5%を占め、その割合は全国1位となっています。

25

県におけるこどもエコクラブの会員数およびサポーター数は、平成19年度には平成15年度の約3倍になり、人口あたりのクラブ数も全国2位となるなど、主体的な環境学習が展開されています。

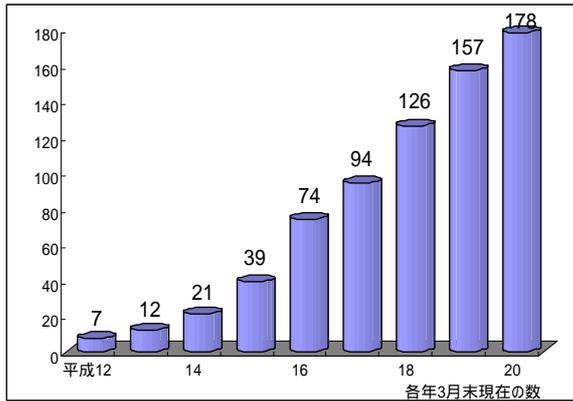
30

県では、琵琶湖の水質保全のために、全国的にも厳しい排水規制を行っていますが、このような中で、県内事業所の排水基準遵守率は平成19年度末で95%と高い努力が認められます。

また、事業所における ISO やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証取得割合も高く、ISO14001 の認証取得件数は、平成 19 年度末現在で 371 件、1,000 製造事業所あたりの取得率は 114.2 件と全国 3 位となっています。

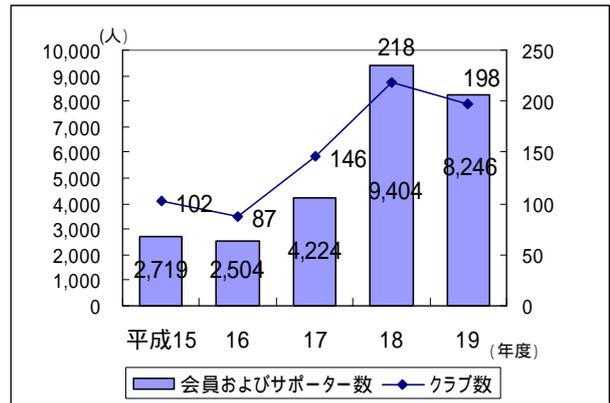
5 環境分野に関する県の施策のうち、「琵琶湖の総合保全をはじめとした自然環境の保全」が最も満足度が高い一方で、県政への要望も高くなっています。また、「地球温暖化防止や資源循環等持続可能な社会づくり」についても要望が高くなっています。

【滋賀県内で環境の保全を活動分野とする NPO 法人数】



資料：内閣府

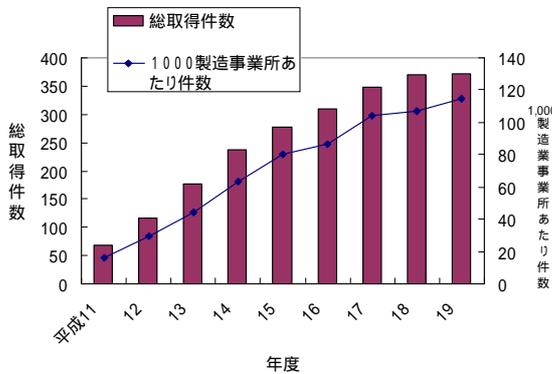
【滋賀県内の子どもエコクラブ数等の推移】



資料：滋賀県環境政策課

10

【滋賀県の年度別 ISO14001 認証取得件数】

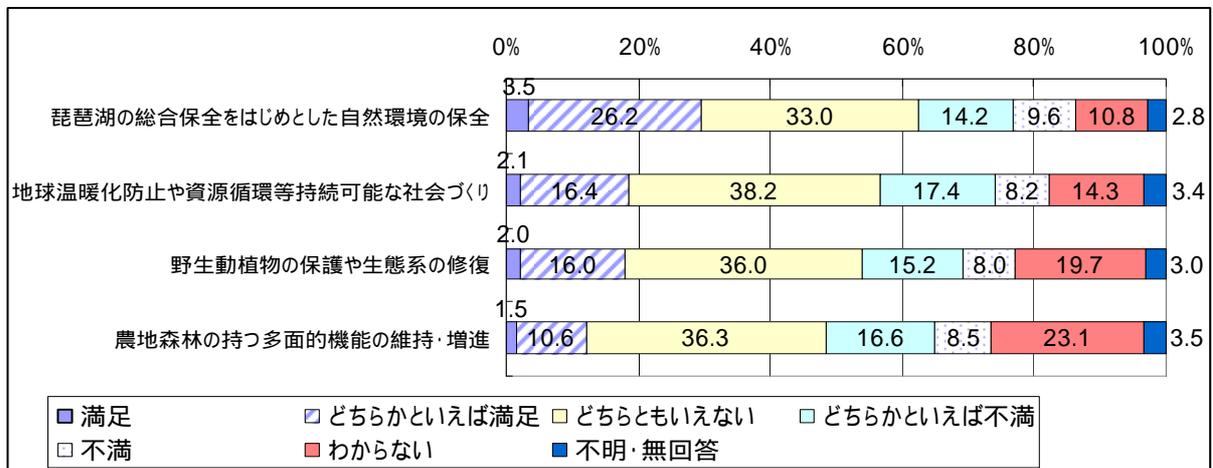


15

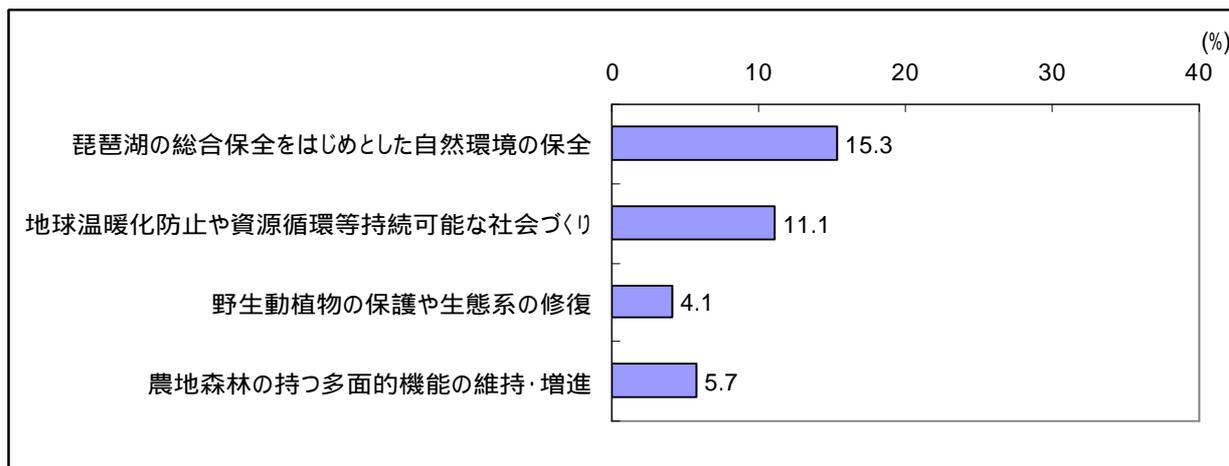
資料：財団法人日本適合性認定協会「都道府県別 ISO14001 審査登録状況」、経済産業省「工業統計表」より作成

30

【県民の県政に対する満足度と不満度（環境分野）】



【県民の県政に対する要望（環境分野）】



資料：滋賀県「第41回県政世論調査」（平成20年10月）

【環境側面からの視点】

5 県民や県内企業の環境問題に関する関心や認識の高さを背景に、地域や職場で環境活動への取組が進んできていますが、深刻化する地球温暖化問題等の解決に向け、県民一人ひとりの環境活動のさらなる実践が求められます。

琵琶湖の総合保全や資源循環等の環境問題は、広域的な取組が必要であることから、今後は滋賀県民のみならず琵琶湖・淀川流域の住民等と環境意識を共有し、協力の輪を広げていくことが求められます。

10

15

2 滋賀の環境の現状・課題

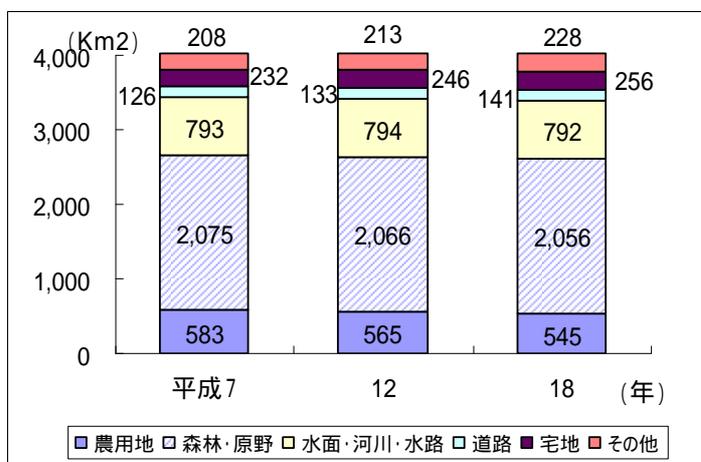
(1) 滋賀の概況

滋賀県は、県土のほぼ中央に約 400 万年の歴史を有し、世界でも屈指の古代湖である日本最大の湖、琵琶湖を擁しています。また、伊吹、鈴鹿、比良、比叡などの山々に囲まれた豊かな自然環境が形成されています。琵琶湖は、多様な生態系を支える源であるとともに、そのほとりに 9 千年以上前の縄文時代から人々が生活を営み、現在では、近畿 1,400 万人の生存と経済的発展を支える重要な水資源となるなど、私たちに様々な恩恵を与え、命をはぐくむ母なる湖「マザーレイク」として、県民の心のよりどころともなっています。

古くから多くの歴史街道を有し、人や物、情報の交流の要衝として栄え、旧街道に連なる家並み、近江商人の屋敷群、古社寺や庭園など歴史的風景や文化財を数多く有しています。このため、琵琶湖を中心として水と緑が織りなす自然と、人々の長い間のいとなみに培われた、ひろがりつつながりのある特色ある景観が形成されています。

県土 4,017 km²の利用形態を見ると、平成 17 年(2005 年)現在で、森林が 2,049km²(51.0%)、水面・河川・水路が 793 km²(19.7%)、農用地が 547 km²(13.6%)等となっています。今後は平成 27 年(2015 年)まで人口の伸びが予測されるものの、人口増加は鈍化することから、宅地、道路等への土地利用の転換は縮小することが見込まれます。また、森林については琵琶湖の水源かん養、温室効果ガス吸収源対策、自然環境・景観の保全などに配慮した県土利用が見込まれることから、減少幅は小さくなるものと予測されます。

【土地利用の推移】



資料：滋賀県県民生活課、滋賀県国土利用計画（第 3 次）

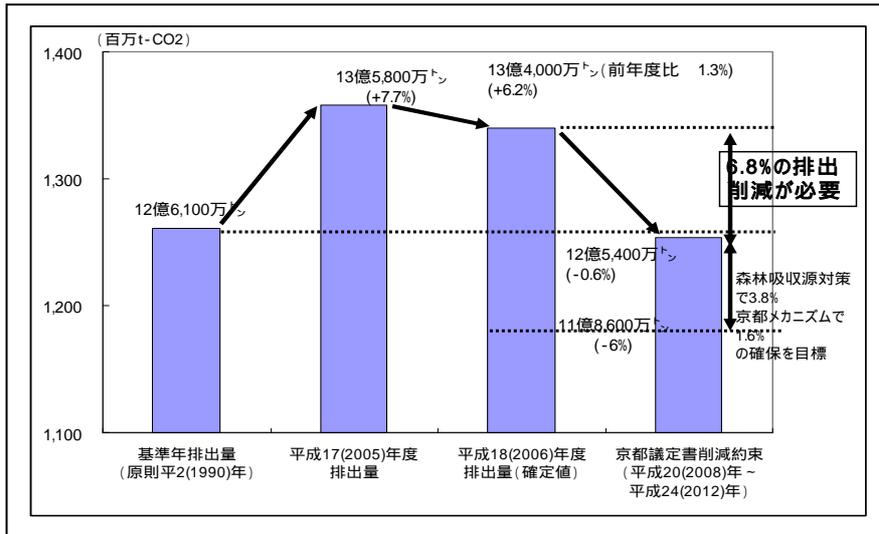
(2) 地球温暖化

平成 18 年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、13 億 4,000 万トン（CO₂換算）となっており、京都議定書の規定による基準年(平成 2 年(1990 年))の総排出量(12 億 6,100 万トン)を 6.2%（7,900 万トン）上回っています。

部門別に見ると、基準年と比較して平成 18 年度は「業務その他部門」で 39.5%（6,490 万 t-CO₂）、「家庭部門」で 30.0%（3,830 万 t-CO₂）増加しています。

県の CO₂ の総排出量は平成 14 年(2002 年)で、1,309 万トンであり、基準年に対する増減割合は+0.4%となっています。また、部門別割合は、産業部門が 45.3%と最も多く、次いで、運輸部門 28.1%、家庭部門 12.1%、業務その他部門 10.1%となっています。

【我が国の温室効果ガス排出量の推移】



【我が国の CO₂ の排出量】

	京都議定書の 基準年(シェア)	平成17(2005) 年度 (基準年比)	平成17年度か らの増減	平成18(2006)年度 (基準年比)
合計	1,144 (100%)	1,291 (+12.8%)	-1.3%	1,274 (+11.3%)
小計	1,059 (92.6%)	1,203 (+13.6%)	-1.4%	1,186 (+12.0%)
エネルギー 起源				
産業部門 (工場等)	482 (42.1%)	455 (-5.7%)	+1.1%	460 (-4.6%)
運輸部門 (自動車・船舶等)	217 (19.0%)	257 (+18.1%)	-1.2%	254 (+16.7%)
業務その他部門 (商業・サービス・事業所等)	164 (14.4%)	238 (+44.8%)	-3.7%	229 (+39.5%)
家庭部門	127 (11.1%)	174 (+36.7%)	-4.9%	166 (+30.0%)
エネルギー転換部門 (発電所・石油精製所等)	67.9 (5.9%)	79.3 (+16.9%)	-2.6%	77.3 (+13.9%)
非エネルギー 起源				
小計	85.1 (7.4%)	87.5 (+2.9%)	+0.3%	87.7 (+3.1%)
工業プロセス	62.3 (5.4%)	53.9 (-13.5%)	-0.0%	53.9 (-13.5%)
廃棄物(焼却等)	22.7 (2.0%)	33.5 (+47.8%)	+0.8%	33.8 (+48.9%)
燃料からの漏出	0.04 (0.0%)	0.04 (+2.7%)	-4.5%	0.04 (-2.0%)

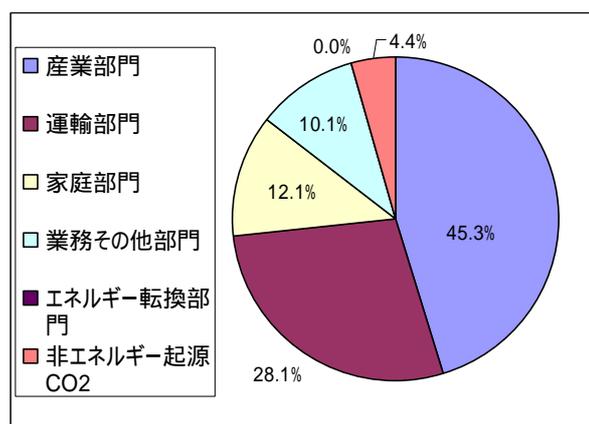
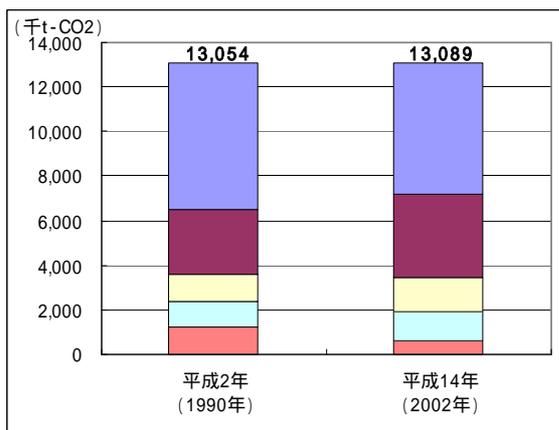
(単位: 百万t-CO₂)

資料：環境省

15

【滋賀県の CO₂ 排出量の推移】

【滋賀県における CO₂ 排出量の内訳平成 14 年(2002 年)】



資料：滋賀県「滋賀県地球温暖化対策推進計画」(平成 18(2006)年 12 月)

ア 産業部門の動向

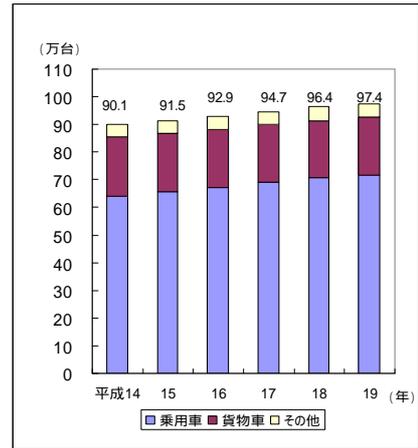
20

県の平成 14 年(2002 年)の産業部門からの排出量は 5,926 千トンでした。温室効果ガスを大量に排出するセメント工場の縮小や、当時、景気にまだ厳しさが感じられる社会情勢であったことを背景として、基準年と比較して 638 千トン、10.0%の減少となっています。

イ 運輸部門の動向

県の平成 14 年(2002 年)の運輸部門からの排出量は 3,683 千トンであり、自動車保有台数の増加の影響により、基準年と比較して 786 千トン、27.1%の増加となっています。

【滋賀県の車種別自動車保有台数の推移】



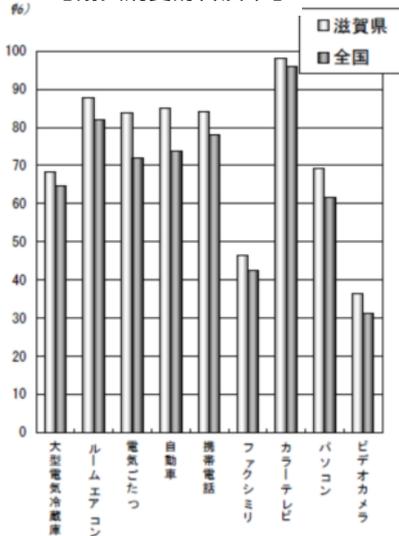
資料：近畿運輸局滋賀運輸支局（各年 3 月末現在）

ウ 家庭部門の動向

県の平成 14 年(2002 年)の家庭部門からの排出量は 1,587 千トンであり、家庭用機器の多様化や人口等の増加等の影響で、基準年と比較して 328 千トン、26.0%の増加となっています。

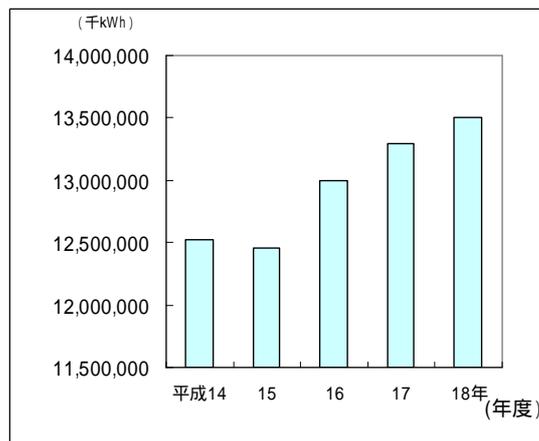
県では今後も人口および単身世帯の増加が見込まれることや、家電製品をはじめとした耐久消費財の普及率の高さが排出量に影響を及ぼすものと考えられます。

【耐久消費財普及率】



資料：総務省統計局「平成 16 年度全国消費実態調査」

【滋賀県の電力需要量の推移】



資料：関西電力(株)

エ 業務その他部門の動向

県の平成 14 年(2002 年)の業務部門からの排出量は 1,318 千トンであり、延べ床面積の増加やオフィスの OA 化の進展等により、基準年と比較して 235 千トン、21.7%の増加となっています。

今後、沿道型・郊外型の商業施設立地など第 3 次産業が進展することが予想されるため、排出量削減の追加的対策がとられない場合、さらなる排出量の増加が見込まれます。

【今後の課題】

温室効果ガスの大幅な排出削減を行うためには、社会経済制度の大胆な転換や新たな技術の導入が必要です。

温室効果ガスの排出量が増加している「運輸部門」「家庭部門」「業務その他部門」については、ライフスタイルや経済活動との関わりが大きいことから、省資源・省エネルギー行動の徹底など県民・事業者全体の理解と取組が必要です。

(3) 自然環境

県には、60種以上の固有種をはじめ、1万種を超える多様な野生生物が生息・生育しています。しかし、「滋賀県で大切にすべき野生生物」で絶滅危惧種とされた野生生物が平成12年(2000年)の89種から平成17年(2005年)には151種となるなど、近年、絶滅のおそれのある野生生物の種数が増加する傾向にあります。

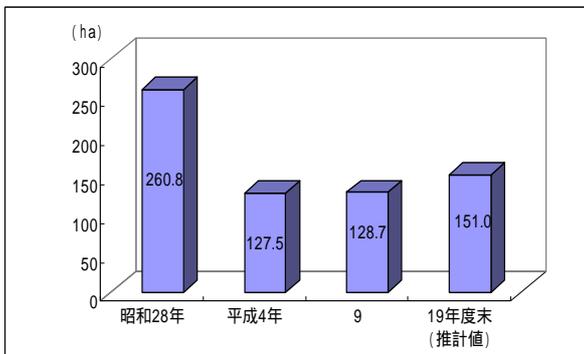
魚類、鳥類など様々な生物の生息場所としても重要な琵琶湖周辺のヨシ群落の面積は、昭和28年(1953年)には約260haであったものが、平成19年度末には151ha(推計値)と、近年その面積は回復しつつあるものの、大きく減少しています。

湖岸の埋め立てや人工護岸化などによる内湖やヨシ群落といった産卵場所の喪失、水位の人為的操作による産卵・生育環境の急激な変化、外来魚やカワウによる食害などにより、ニゴロブナ、ホンモロコなど固有種を中心とした多くの種で漁獲量が昭和40年代と比較して1/5~1/10に落ち込んでいます。

南湖では最近10年間で水草の繁茂面積が1.8倍になり、南湖の60%以上を覆うほど異常繁茂しており、その湖底では無酸素状態になるなど、砂地の減少とともに湖底環境を悪化させています。

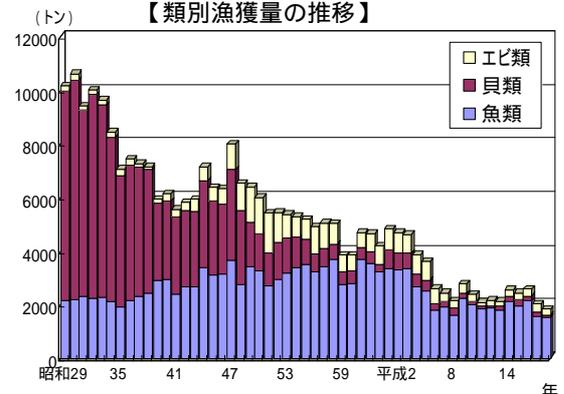
県の森林面積は、県土の51%を占め、そのうち民有林の約43%は人工林となっています。また、人工林のうち、間伐などの手入れを必要とする9齢級以下の森林は約7割を占めています。

【琵琶湖周辺のヨシ群落等】



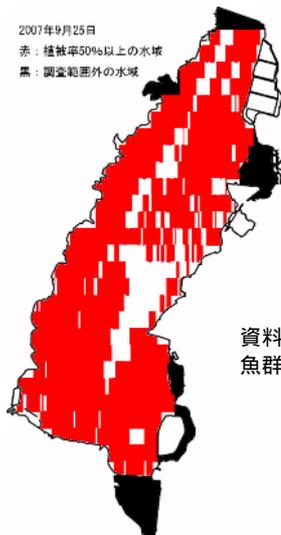
資料：滋賀県水産試験場「昭和28年度総合開発調査琵琶湖水位低下対策(水産生物)調査報告書」、滋賀県環境室「ヨシ群落現存量等把握調査」(平成4年(1992年)3月)

【類別漁獲量の推移】



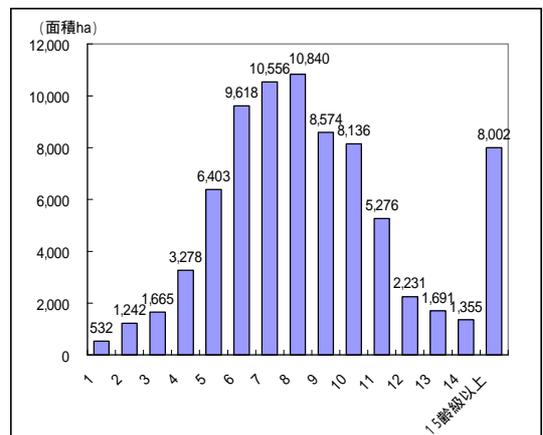
資料：滋賀県水産課

【南湖において湖底が水草に覆われている場所】

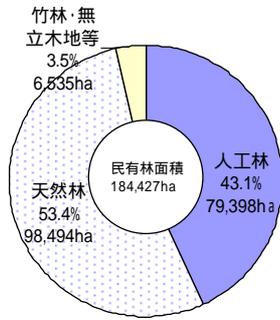


資料：滋賀県立琵琶湖博物館魚群探知機による調査結果

【民有人工林齢級別面積】



平成19年(2008年)3月末現在
資料：滋賀県森林政策課



【林種別私有林面積】
資料：滋賀県森林・林業統計要覧（平成18年度）

5

【今後の課題】

農林水業就業人口の減少、高齢化や生活様式の変化によって森林・湖底をはじめとする自然環境の適切な管理が十分になされなくなったことが指摘されています。また、これまでの開発行為などによって生物の生育・生息域が狭まったこと、外来動植物や特定の野生生物が繁殖・繁茂し、本来の生態系のバランスの維持が危ぶまれていることなどから、人と自然の関わりの再構築や、生物多様性の保全への対応が必要です。

10

15 (4) 水・土壌環境

琵琶湖の水質は、近年、北湖・南湖ともに窒素、りんは横ばいもしくは減少傾向にあり、富栄養化は抑制されていると評価されます。しかし、有機汚濁の指標であるCODは、BODとは異なる動きを示し、昭和59年(1984年)以降上昇し、ここ数年高止まりの状況にあります。

20

琵琶湖に流入する汚濁負荷量については、生活排水対策や工場排水規制などのいわゆる点源対策に加え、農地や降雨に伴って道路や市街地などから流出する汚濁負荷（面源負荷）についても対策を実施してきました。主に下水道整備などによる点源負荷の削減により、総量としては着実に減少してきています。

25

淡水赤潮の発生については、昭和52年に初めて発生が確認されて以降、減少傾向にあります。また、アオコの発生については、昭和58年度以降増加傾向にありましたが、近年は一定抑制されています。

暖冬であった平成18年度の冬に、「琵琶湖の深呼吸」と呼ばれる水の全循環が、例年より大きく遅れ、平成19年度の秋には、この影響と思われる、湖底近くの溶存酸素濃度が低めで推移するなどの現象が現れています。

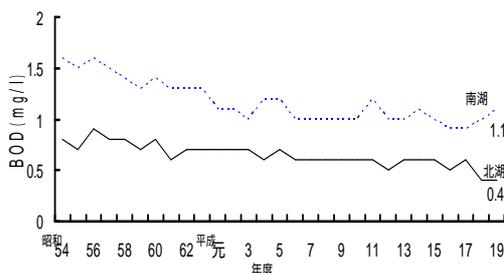
30

琵琶湖・瀬田川に流入する主要な24河川の水質は近年良好な値で推移し、BODの環境基準達成状況は、平成8年度以降は70%以上を維持しています。

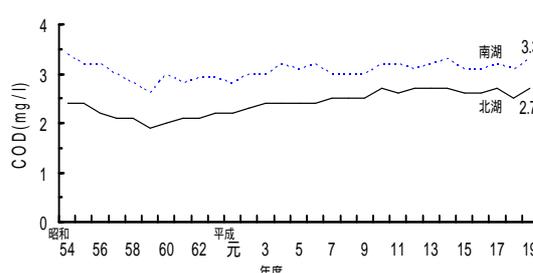
これまで地下水汚染の確認された地域のうち、平成19年度については、49地域で地下水の定期モニタリング調査を実施しましたが、改善が見られる地域がある一方で、長期にわたり汚染が継続している地域もあります。

35

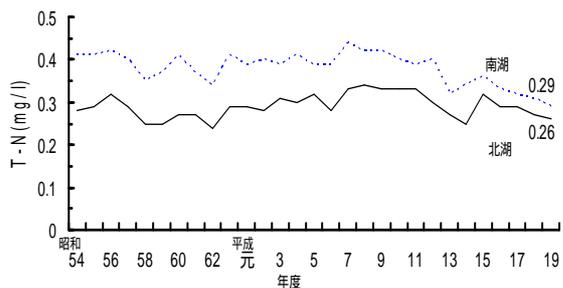
【BODの経年変化】



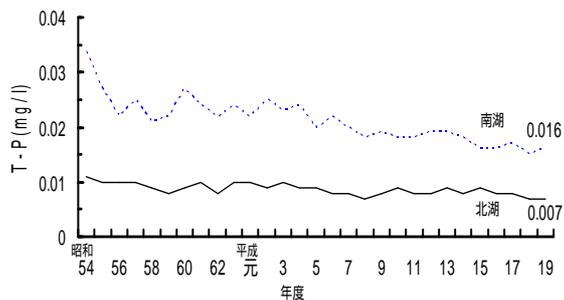
【CODの経年変化】



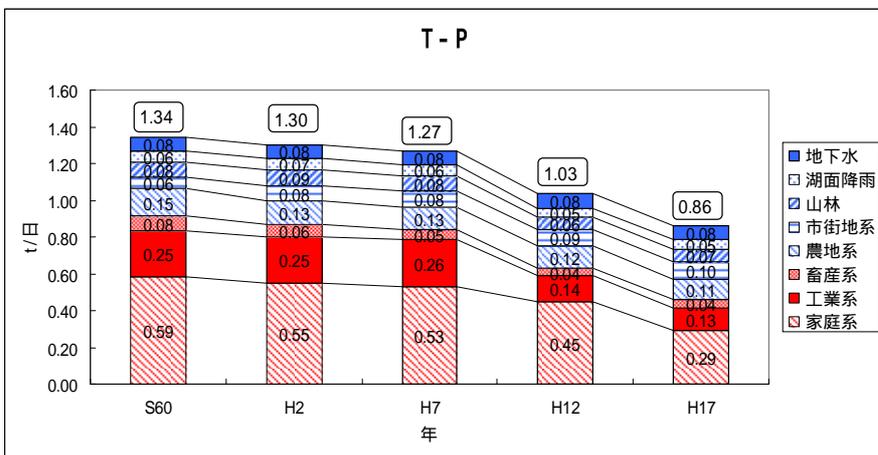
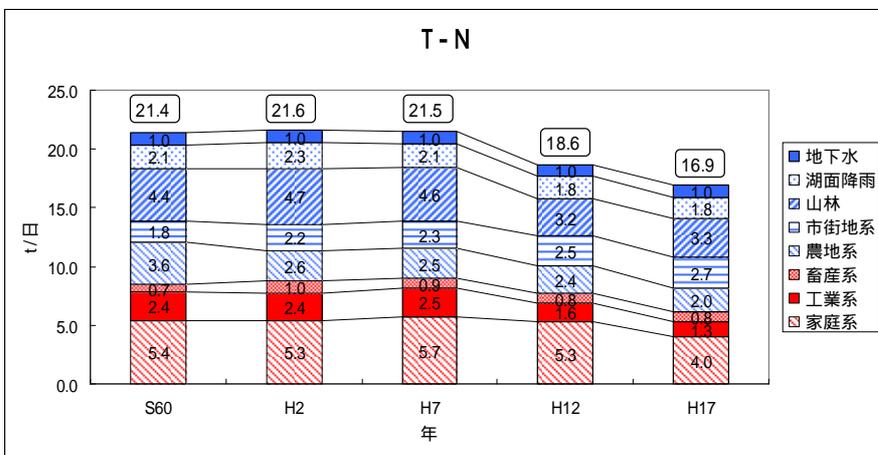
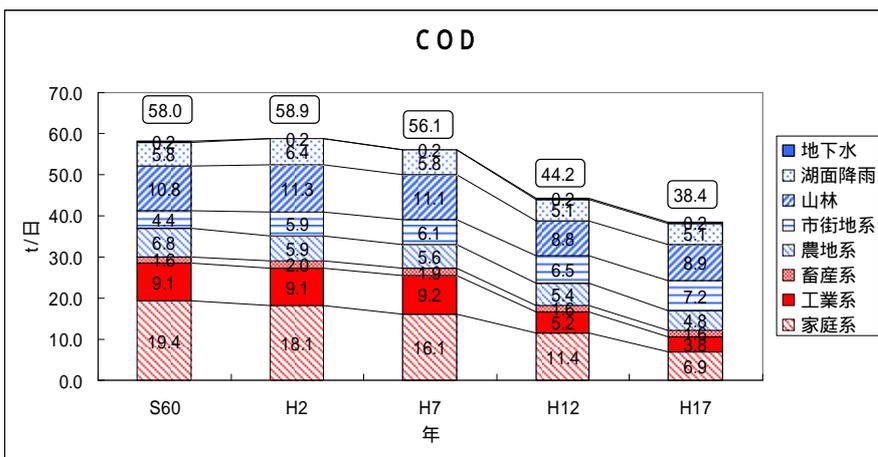
【全窒素の経年変化】



【全りんものの経年変化】

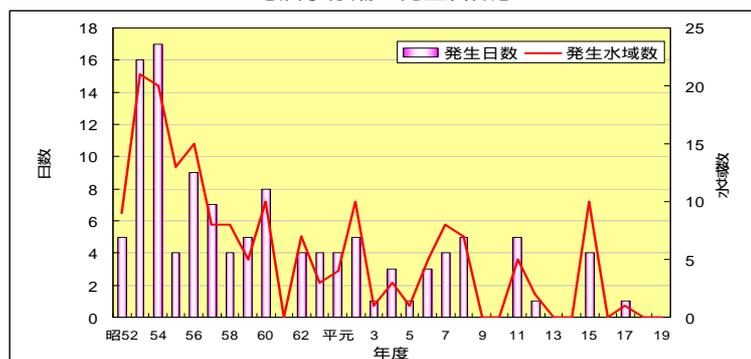


【琵琶湖に流入する汚濁負荷量の経年変化】

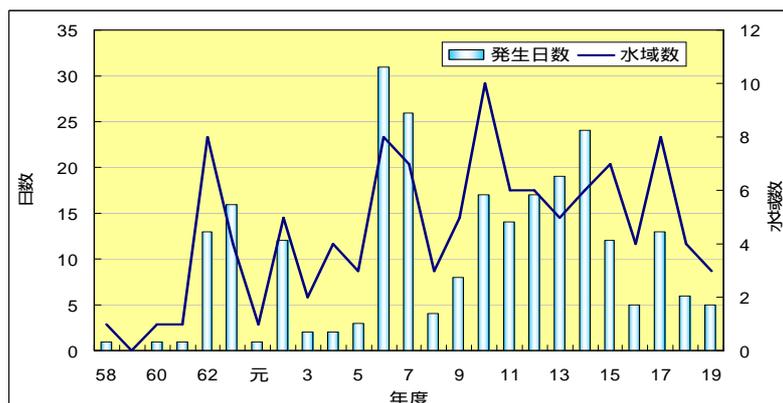


5

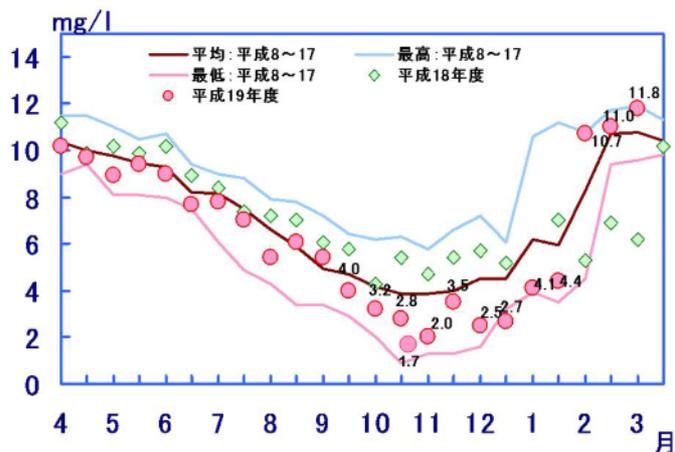
【淡水赤潮の発生日数】



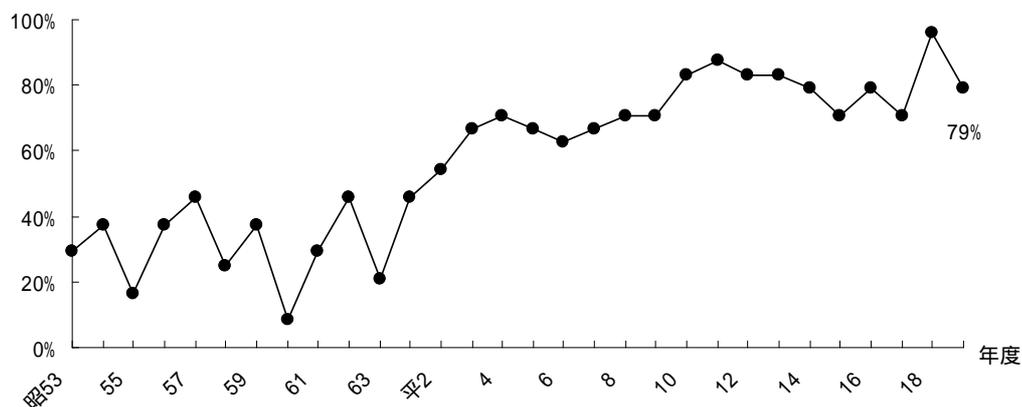
【アオコの発生日数】



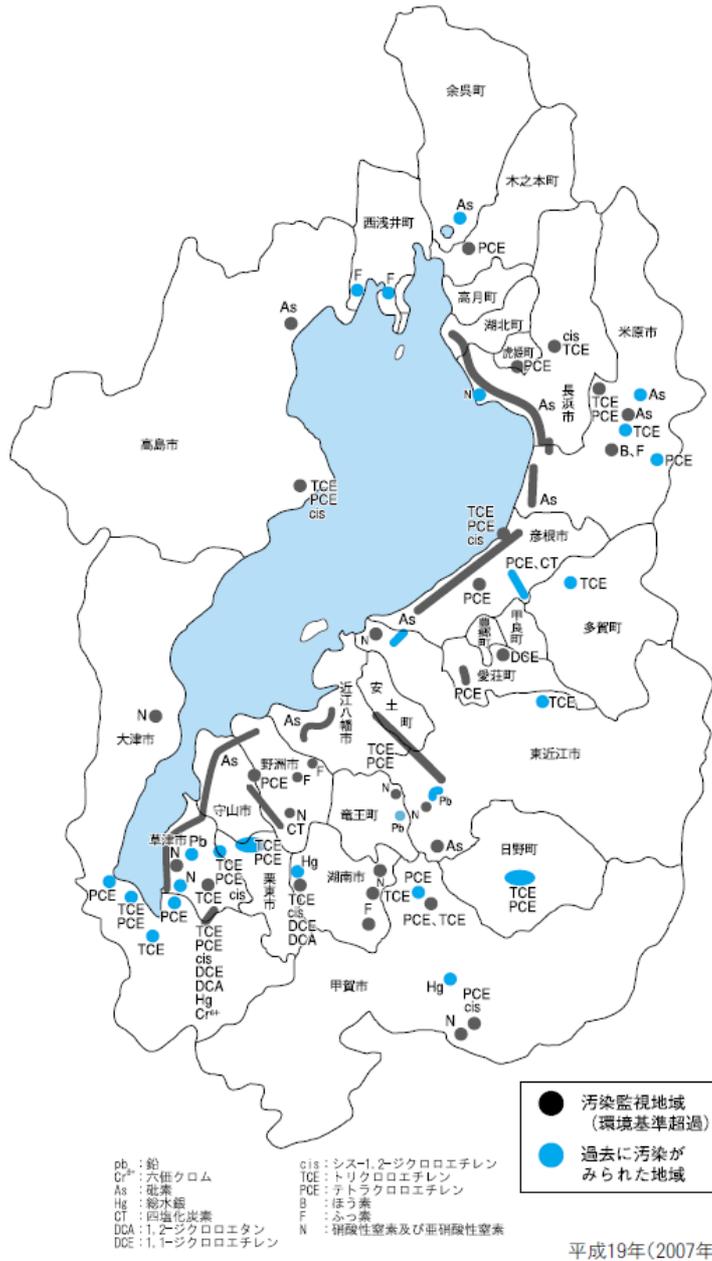
5 【定期調査での今津沖中央底層（底から1mにおける溶存酸素濃度の変動）】



【BODの環境基準達成状況（達成河川率）の経年変化】



【地下水質の状況】



【今後の課題】

5

健全な琵琶湖を次世代へ引き継いでいくため、これまでの流入負荷削減等の取組に加え、水質汚濁メカニズムを解明することなどを通じ、CODの漸増傾向や琵琶湖北湖深層部の低酸素化などの課題へ対応し、琵琶湖の総合保全を一層進めていくことが必要です。

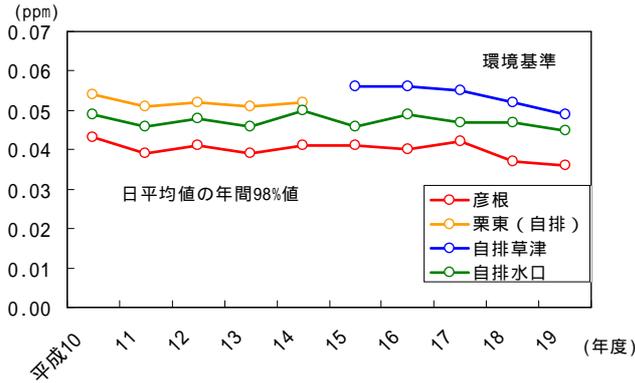
(5) 大気・化学物質・その他の快適環境

10

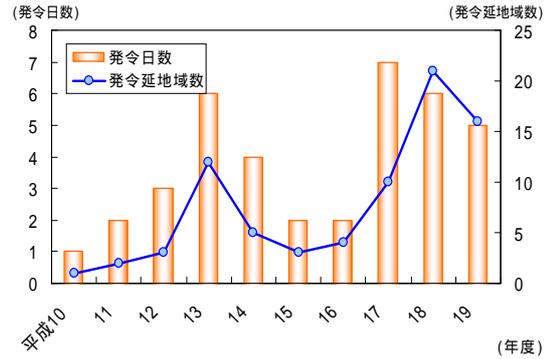
ア 大気

県の大気汚染の状況を直近5年間で見ると、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(SPM)はすべての測定地点で環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは、全地点で環境基準を超えており、国境を越えた大気の流動等による影響も指摘されています。

【二酸化窒素 (NO₂) の経年変化】



【光化学スモッグ注意報発令状況】

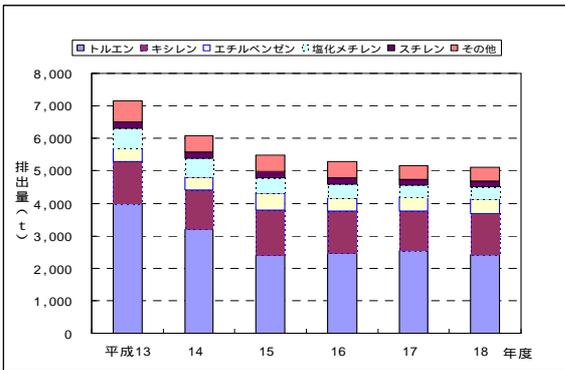


資料：滋賀県琵琶湖再生課、琵琶湖環境科学研究センター

イ 化学物質

5 PRTR 制度に基づく届出によると、県の化学物質の環境中への排出量は減少傾向にあります。大気、水質・底質および土壌のダイオキシン類による汚染状況については、すべての調査地点で環境基準を下回っています。

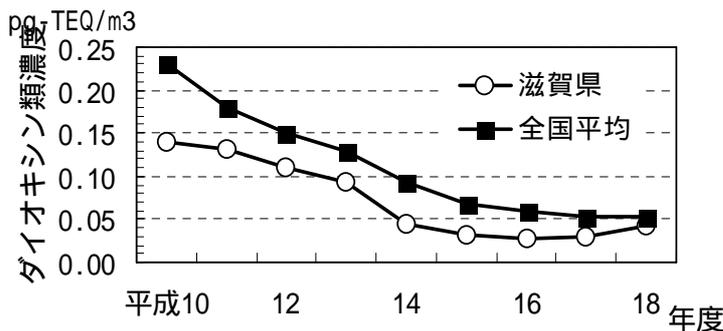
【PRTR 上位 5 物質の排出量の推移】



PRTR・・・Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度) とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。日本では平成11年(1999年)、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)により制度化。
平成13～14年度と平成15年度以降は届出対象が異なる。

10

【大気中濃度 (全地点平均) の推移】



平成 10・11 年度はコプラナー PCB の測定を行っていない。
毒性等価係数：平成 10 年度は I-TEF(1988) を平成 11 年度以降は WHO-TEF(1998) を使用。
環境基準値 0.6pg-TEQ/m³

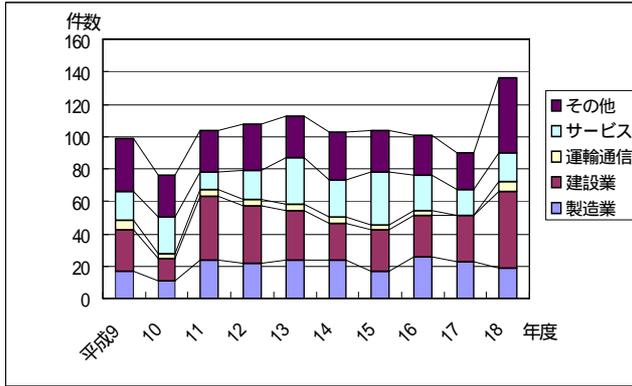
資料：滋賀県琵琶湖再生課、琵琶湖環境科学研究センター

ウ 騒音・振動・悪臭

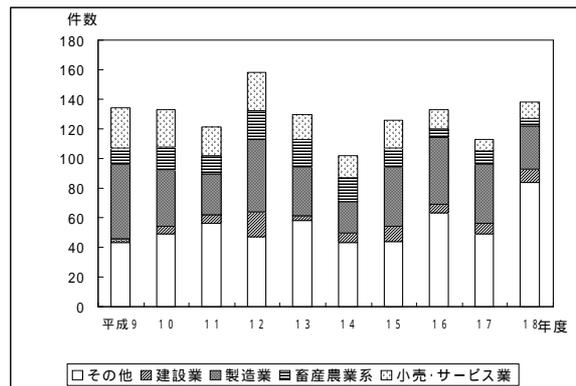
30 県の騒音に関する苦情は、年間 100 件前後で推移していましたが、平成 18 年度は 136 件と増加しています。発生源別に見ると建設作業騒音が 47 件(34.6%)、製造業関係の騒音が 19 件(14.0%)と多くなっています。また自動車騒音については、16 箇所中 8 箇所において要請限度を超える結果となっています。

県の悪臭に関する苦情は、130 件前後で推移しており、平成 18 年度は 138 件となっています。

【騒音苦情の推移（構成比）】



【悪臭苦情の推移（構成比）】



資料：総務省「平成18年度公害苦情件数調査」

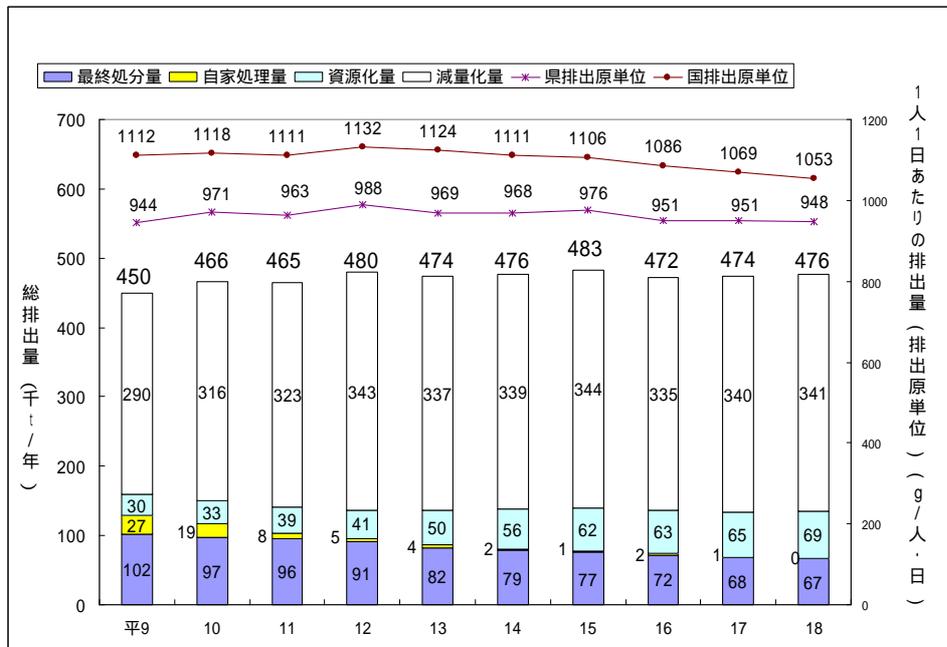
5 (6) 廃棄物・資源循環

県の一般廃棄物の総排出量は、平成18年度で約47.6万トンとなっていますが、今後は人口の増加に伴い、増えることが懸念されます。また、1人1日あたりの排出量（排出原単位）は948gとなっており、ここ数年微減傾向にあります。また、ごみの資源化については、各市町による分別収集の取組等により資源化量は増加しています。

10 県の産業廃棄物の総排出量は、平成18年度で403.8万トンとなっており、排出量は近年横ばいの状況です。再生利用量、減量化量はともに増加し、最終処分量は平成9年度38.8万トンであったものが、10.3万トンに減少しています。

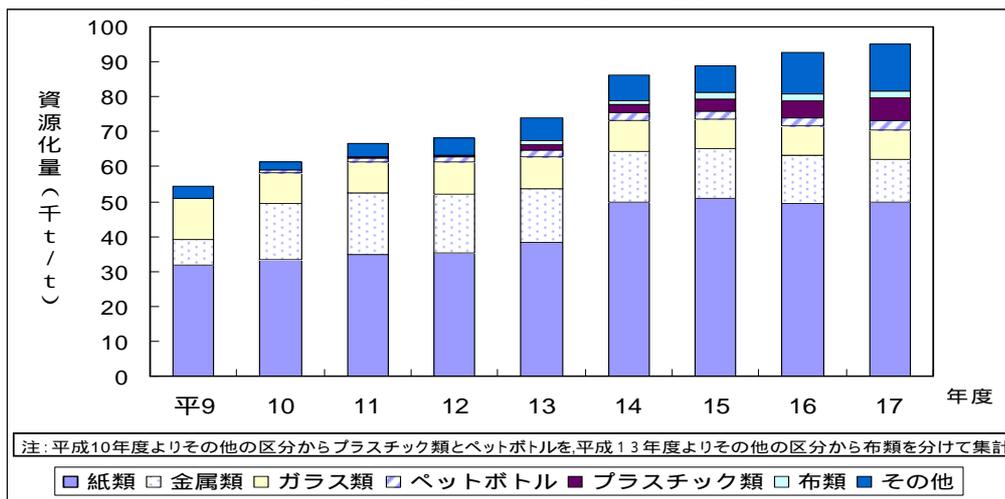
15 産業廃棄物の不法投棄等については、新規案件数は減少傾向にあるものの、年間200件あまりの発生が見られます。その年度内解決率は以前の50%前後から、近年では70%台に向上しています。

【一般廃棄物の総排出量と処理状況・排出原単位の推移】



国では、平成17年度実績の公表データより総排出量の定義を「収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量」から「収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量」へ変更しており、この定義で見た場合、平成18年度の県の総排出量は50.5万トン、排出原単位は1,004g、国の排出原単位は1,115gとなる。

【市町と集団回収による資源化量の推移】

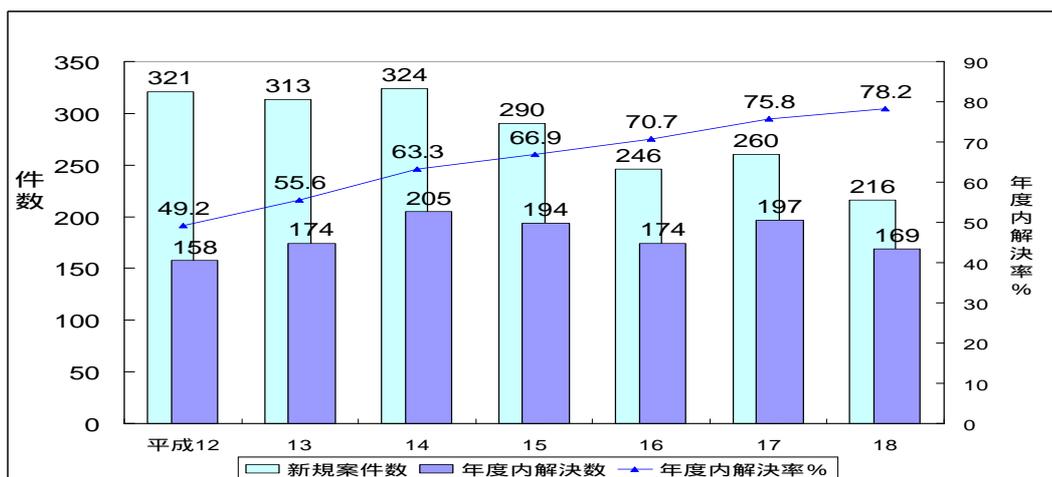


【産業廃棄物の総排出量と処理状況の推移】



5

【県内不法投棄等新規案件数と年度内解決率の推移】



資料：循環社会推進課

【今後の課題】

10

平成 27 年(2015 年)まで人口増加が予測され、一般廃棄物の排出量の増加が懸念されることから、3R の取組を今後とも推進していく必要があります。

産業廃棄物についても、資源化や不法投棄の防止など適正処理の取組を今後とも推進していくことが必要です。

第2章

長期的な目標

第2章では目指すべき滋賀の将来像とその実現のための長期的な目標を示します。また今後の施策を展開する上で必要な基本的な視点を示します。

1 目指すべき将来の姿

平成19年12月に策定された滋賀県基本構想では、今後の県政運営の基本理念を「未来を拓く共生社会へ」とし、実現に向けた戦略として「人の力を活かす」「自然の力を活かす」「地と知の力を活かす」を掲げました。

「自然の力を活かす」戦略とは、「自然本来の力を再生可能な範囲で活かしながら損なわない持続可能な社会づくりを進めるとともに、損なった自然の力を再生させて、琵琶湖をはじめとした豊かな自然を次世代に継承できる人と自然との新たな関係を築くこと」です。

基本構想の基本理念と「自然の力を活かす」戦略に沿って、安全で快適な生活を支える基本的な環境保全施策を着実に実施しながら、「温暖化の危機」「資源消費による危機」「生態系の危機」に対応し、「持続可能な社会」の実現を図る環境政策の構築が求められています。

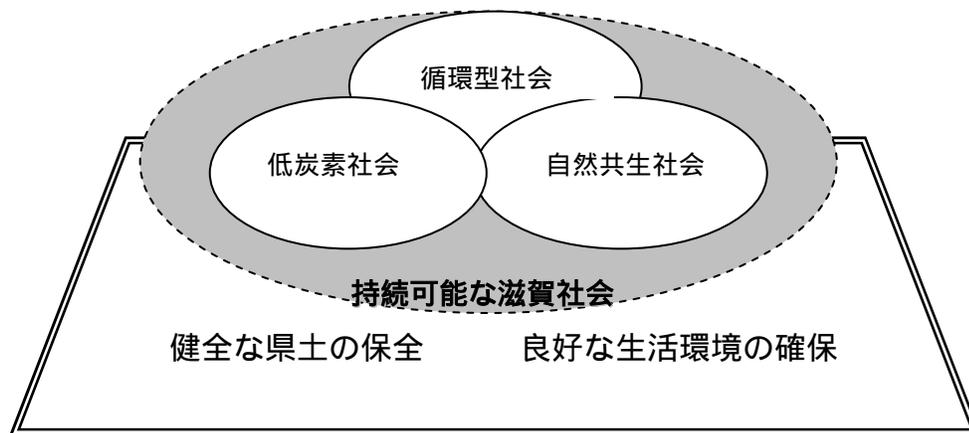
そこで、この計画では「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけ、その実現を図るために長期的な目標と施策の基本方向を定めます。

「持続可能な滋賀社会づくり」に向けては、健全な県土の保全と良好な生活環境の確保に向けた施策を基礎としながら、地球温暖化問題に対応する「低炭素社会づくり」、資源の消費を抑制し環境への負荷を低減する「循環型社会づくり」、生態系が維持・回復され、自然と人間が共生する「自然共生社会づくり」の3つの側面から取り組みます。

20

持続可能な滋賀社会を目指して

30



40

2 持続可能な滋賀社会の実現に向けた長期的な目標

(1) 目標の考え方

5 「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「自然共生社会づくり」は相互に関連しあっています。

例えば、「低炭素社会づくり」のために温室効果ガスの排出削減を進めることは、省資源・省エネルギーや化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を推進し「循環型社会づくり」に寄与します。さらに琵琶湖や大気への負荷の低減にも好ましい影響を与えられます。また、本県における「自然共生社会づくり」、すなわち琵琶湖環境の再生（水質や生態系の保全
10 施策、琵琶湖と人との関わりを深める施策）は、琵琶湖と向き合う人々の環境配慮意識を高め、省エネルギーや3Rの取組を促進するなどエコライフの実践を喚起し、「低炭素社会づくり」や「循環型社会づくり」にも寄与することが期待されます。

そこで、3つの取組を統合的に進めていくために、計画では、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」を長期的な目標として、持続可能な滋賀社会の実現を目指すものとします。
15

(2) 長期的な目標(この計画の目標)

ア 低炭素社会の実現

2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量^{注1}が50%削減（1990年比）されている。

イ 琵琶湖環境の再生

琵琶湖流域および周辺で健全な生態系と安全・安心な水環境が確保されている。
遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生している。

20 ア 「低炭素社会の実現」を設定する背景

I P C C 第4次評価報告書によれば、すべての地域において自然環境から受ける恩恵が減少するかまたは損失が増加する境界として、地球の平均気温の2～3の上昇が示唆されています。また、産業革命期からの気温上昇を2.8までに抑えるためには、2050年のCO2排出量を2000年比で60%～30%程度削減する必要があるとされています。

25 平成20年(2008年)7月の北海道洞爺湖サミットでは、米国も含め2050年までに温室効果ガスを少なくとも半減するという目標をすべての国連交渉参加国で共有し、その採択を求めることが合意されました。

こうした国際社会における動向を踏まえ、なおかつ先進国にはさらに厳しい目標が求められることを考慮して目標を掲げます。

30 県では、平成17年度から、琵琶湖環境科学研究センターを中心に持続可能な地域社会のあり方を独自に研究してきました。研究では、先進的な技術を活用し、大胆に社会の仕組みやライフスタイルを転換すれば、目標の達成は可能であると推計しています。（想定している取組内容は、「持続可能な滋賀社会ビジョン」の第4章2 対策・施策一覧を参照。）

表 地球環境の安定化シナリオ

(出所) IPCC 第4次評価報告書第3作業部会報告書より作成

産業革命からの気温上昇()	2050年における必要なCO ₂ 排出削減量(2000年比%)
2.0~2.4	-85 ~ -50
2.4~2.8	-60 ~ -30
2.8~3.2	-30 ~ +5
3.2~4.0	+10 ~ +60
4.0~4.9	+25 ~ +85
4.9~6.1	+90 ~ +140

- 5 注1 目標の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)とする。なお排出量の約9割はエネルギー起源のCO₂である。

10

イ 「琵琶湖環境の再生」を設定する背景

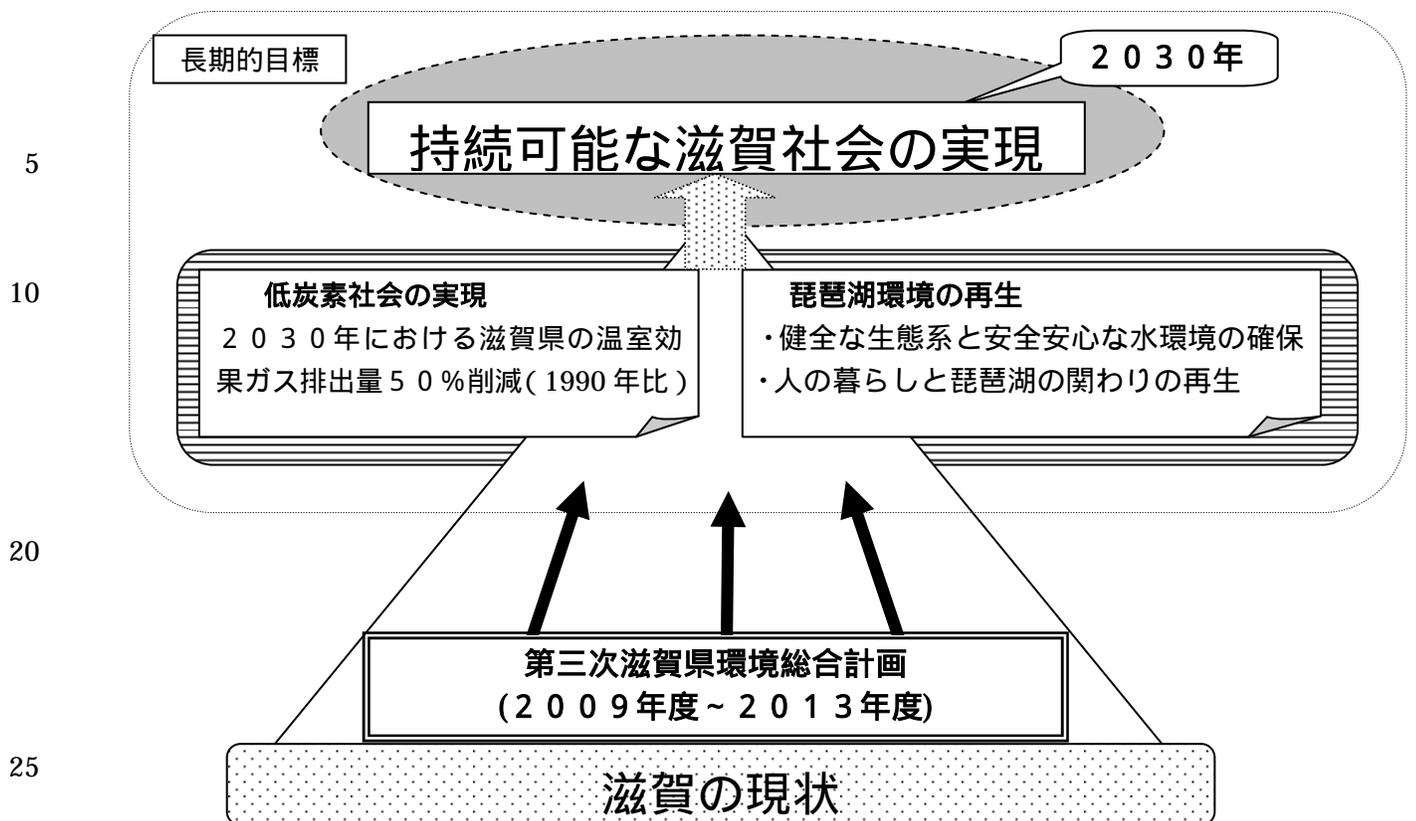
これまでの琵琶湖の環境政策は水質保全対策が中心であり、その結果、流入負荷の削減などには一定の成果を上げてきました。今後は、豊かで望ましい生態系を保全する取組の強化が求められています。生物多様性を確保し、様々な在来種でにぎわう、生命あふれる琵琶湖の再生を目指します。

15

また、すべての県民が琵琶湖に愛着を抱き、大切にすることを行動につなげていくことが、琵琶湖環境の再生には不可欠です。そのためには県民の琵琶湖への思いを高め、深めていくことが必要です。琵琶湖に遊び、恵みを味わい、湖畔で学び、リフレッシュして、自然との共生を体感し、人々が琵琶湖とつながり、関わり合いを深めていくことを目標として掲げます。

20

なお「琵琶湖環境の再生」の目標は、マザーレイク 21 計画第 2 期計画の検討の中で、さらに具体化していきます。



(3) 長期的な目標に向けた計画期間内の取組

ア 低炭素社会の実現に向けた取組

2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量の50%削減(1990年比)に向けたロードマップを作成します。そしてロードマップに示される新たな制度や仕組みづくりに取り組む中で、平成22年度(2010年度)には基準年比で9%削減の削減を達成し、さらに平成25年度(2013年度)には、9%を上回る削減を目指します。

イ 琵琶湖環境の再生の実現に向けた取組

琵琶湖総合保全計画(マザーレイク21計画)の第2期計画を策定します。同計画では、必要な取組を体系的に示すとともに「琵琶湖環境の再生」の進捗を的確に表す指標を設定します。これらを通して、平成25年度(2013年度)には、「琵琶湖環境の再生」が着実に進展している状態を目指します。

3 施策展開の基本的な視点

長期的な目標の実現に向け、施策を実施するにあたっての基本的な視点を定めます。

(1) 持続可能な滋賀社会の実現に向けた施策の推進の視点

5

ア 対症療法的だけでなく、総合的な視点で解決を目指します

従来型の社会システムの変革を通して、低炭素社会の実現や琵琶湖環境の再生への取組を進めることは社会全体に影響がおよびます。このため「部分解」に陥ることなく持続可能な社会の実現のための「最適解」を見いだせるように総合的な取組を進めます。

10

イ 様々な政策手法を組み合わせることで取組を進めます

各種規制や税制・金融政策による誘導策など個別策として有効な対策・施策を組み合わせることで相乗効果が高まるようにします。また持続可能な社会づくりに向けて行動できる人づくりのために環境学習を推進します。

15

ウ 新たなビジネスチャンスの創出や県民生活の向上を目指します

技術革新や県民のライフスタイルの転換を促す仕組みづくりは、新たなビジネスチャンスととらえることができます。持続可能な滋賀社会づくりのニーズをビジネスモデルの創造や雇用機会の拡大につなげ、経済発展と県民生活の質の向上を目指します。

20

エ 最新の科学技術や伝統的な知恵を活用し、新たな豊かさを創造・普及します

最新の科学技術を活用するとともに、風土に根ざした伝統的な暮らしの知恵を活かし、季節に応じた暮らしぶりの定着を図ります。また、人と人のつながりや、人と自然の共生の中に新たな豊かさを見だし、暮らしの中に根づくよう働きかけます。

25

オ 取組が利益となったり、効果が見える仕組みを構築します

県民や事業者の取組が継続し、拡大していくためには、環境配慮行動の選択を社会的に誘導する仕組みが必要です。取組の努力が経済的・社会的に評価されたり、効果が実感できるシステムを整えていきます。

30

(2) 県民、事業者、市町等との連携による施策の推進の視点

ア 県民、地域団体、NPO、事業者等との協働・連携を推進します

35

地域共通の課題である環境問題に対して、自治の担い手である県民、地域団体、NPO、事業者等が、自主性や主体性を発揮して取り組めるよう、積極的な情報の公開・提供を行うとともに協働や連携を推進します。また国際化など多様化が進む実態にも配慮します。

イ 市町とのより適切な連携・協力関係を構築します

40

地域における総合的な経営主体として住民に対して直接的に対応する市町の役割を踏まえる

とともに、市町と県の行政サービスが効果的効率的となるよう、より適切な連携、協力関係を築きます。

ウ 琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を図ります

- 5 水、大気、廃棄物、エネルギーといった環境問題には広域的な連携を図ります。特に、琵琶湖の治水・利水等に大きな関わりをもつ琵琶湖・淀川流域の関係自治体等との関わりをさらに深めます。また流域住民をはじめ広く国民に対して、琵琶湖の恵みや保全の必要性についての理解と協力を働きかけます。

第3章

施策の方向

第3章では、持続可能な滋賀社会の実現に向けた施策の方向を分野別に示します。

まず、「県基本構想」や「持続可能な滋賀社会ビジョン」の将来像の中から、各分野の目指す将来の姿と共有できるものを示し、次に前計画(新滋賀県環境総合計画)の評価・課題を確認した上で、長期的な目標に向けた戦略と施策の方向を示します。

また、施策の方向性に沿った取組に関連する数値指標を設定し、進行管理に活用します。

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

5 人々は家族や地域、世代間のつながりを大切にし、交流を深め、支え合いながら生活しています。
誰もが地域社会の一員として、互いの価値観を尊重しつつ、地域活動やボランティア・NPO活
動に積極的に参加しています。

クールビズ、ウォームビズや、エコクッキングなどの省エネルギー行動やグリーン購入がほぼす
べての家庭・オフィスに普及しており、環境への負担が少ないライフスタイルが定着しています。

10 県民が主役となって環境学習や環境保全活動、森林づくり活動などを県全体で展開しています。

2 現行施策の評価と課題

15 県では、これまで環境学習推進計画の策定や環境学習支援センターの開設などにより環境学習の支
援体制を確立し、ライフステージに応じた環境学習の充実を図ってきました。こうした県の取組や、
県民などの各主体の取組の結果、こどもエコクラブへの参加の拡大や、省エネルギー行動の実践率や
県民の買い物袋持参率が高まるなど、環境保全活動の浸透が伺えます。

こうした気運や行動をさらに加速させ、地球温暖化問題など今日の環境問題の解決や持続可能な社
会の実現に向けて、私たち一人ひとりがよりいっそう環境に対する責任と役割を自覚し、解決に向け
た行動につなげていくことが求められています。

20

3 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

自らの課題として地球温暖化問題をとらえられるよう、地球温暖化への理解と認識
を深めて、環境教育・環境学習を推進します。また、環境配慮行動の効果が見えるよ
うな仕組みを組み合わせ、省資源・省エネルギーをはじめとする環境保全のための
具体的行動の実践へとつなげ、低炭素社会の実現を図ります。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、地域固有の伝統文化や歴史等の素材、地域
の人材を活かした環境教育・環境学習の推進により、自分たちの地域環境は自分たち
でよくしていこうという気運を高めていくことで、琵琶湖環境の再生を図ります。

(1) 環境教育・環境学習の推進

40 「滋賀県環境学習推進計画」に基づき、環境学習関連施策を体系的・総合的に進めます。

環境学習が効果的かつ適切に実施されるよう「滋賀県環境学習支援センター」の運営を通じ、環
境学習に関する情報や交流の機会の提供、指導者の育成などを行います。

地域の特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るため、地域で環境学習
を担う市町等の主体の交流や連携を進めます。

45 環境学習を教育課程に位置づけ、滋賀県の豊かな自然や身近な環境を通じて、人間の活動と環境
の関わりについて理解を深め、環境を大切に作る心や実践的な態度、資質・能力を育成します。

環境をはじめとする地域課題について継続的・段階的に学ぶ機会づくりに取り組みます。

びわ湖フローティングスクールでの「びわ湖環境学習」(うみのこ)、森づくり体験などの「森林環境学習」(やまのこ)、農業体験学習において、体験的に学ぶ環境教育を推進します。

5 自然観察会や川、水辺に関する体験型環境学習の機会とともに、博物館等を利用した体験や学習の機会を充実します。

琵琶湖をはじめとした滋賀の環境保全や保護に対する理解を深めるため、エコツーリズムを推進します。

4 数値指標

関連指標	単位	H19年度 (基準年)	H22年度 中期目標	H25年度 目標
環境学習企画サポート件数(累計)	件	496	1,200	1,900
びわ湖フローティングスクール(うみのこ)事業実施学校数	校	全小学校	全小学校	全小学校
森林環境学習「やまのこ」事業実施学校数	校	115	全小学校	全小学校

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

誰もが地域社会の一員として、互いの価値観を尊重しつつ、地域活動やボランティア・NPO活動に積極的に参加しています。

全産業が環境に配慮しながら発展し、事業や生産、流通の現場では高効率で低炭素型の施設や設備が導入されています。

環境こだわり農業が、県農業のスタンダードとして定着しています。また、安全で高品質な近江米、近江牛、近江茶などが地域ブランドとして確立するとともに、県産物へのニーズの高まりに対応し地産地消が進み、農業が魅力豊かな産業として発展しています。

森林資源が見直され、住宅や学校などの公共施設でも木材が使用され、県産木材の県内消費が進んでいます。

自家用車に頼らず、バスや自転車等により、身近な移動が手軽にできるよう交通環境が整っています。

適正な規模と形態でコンパクトなまちづくり（都市機能の集約化）が進んでおり、住民が交わる機会が増え、地域の課題を自分たちで解決する気運が高まっています。

企業や大学、研究機関が連携し環境に関わる試験研究や技術開発を展開するとともに、豊富で質の高い人材を育成しています。

2 現行施策の評価と課題

環境保全活動を行う住民主体の組織体制が整備され、河川流域単位などで地域の特性を活かした取組が展開されていますが、こうした活動が自立した運営となるよう今後も支援していく必要があります。

事業所の環境マネジメントシステムの導入は、全国的にも高い水準にありますが、環境に配慮した経済活動が一層推進されるためには、導入が進んでいない中小事業者への環境マネジメントシステムの普及を促進する必要があります。

環境こだわり農産物の栽培面積が大きく増加するなど、環境と調和した農業への転換が進んでいますが、地産地消を推進する上では、さらに生産を拡大する必要があります。

琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館などでは、琵琶湖をはじめとする滋賀の環境に関する総合的な試験研究や情報提供などを行っていますが、地球温暖化や琵琶湖流域での環境変化に対応し、これまで以上に社会や行政のニーズに対応した試験研究を進めていく必要があります。

人口や産業活動の増大に伴う琵琶湖の自然環境への影響が懸念されることから、琵琶湖の水質保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全に配慮した県土利用を図ることが重要となっています。

3 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

環境への負荷が少ない移動手段への転換、木材や農産物の地産地消の推進、環境マネジメントシステムの普及などを、まちづくりや地域経済の活性化に活かし、県民や企業等の日常生活や事業活動における温室効果ガスを削減し、低炭素社会の実現を図ります。

省エネ技術を開発する産業を振興し、その技術を県内で普及させることにより、温室効果ガスの削減につなげ、低炭素社会の実現を図ります。

持続可能な社会への転換につながる方策や政策手段の調査研究を進め、各種規制や誘導策など様々な政策手法を組み合わせた効果的な取組を検討することにより、低炭素社会の実現につなげます。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

積極的な環境情報の提供や地域住民等と協働した環境保全活動を支援することにより、琵琶湖環境の再生を図ります。

環境への負荷削減技術を用いた農産物の栽培や、水質汚濁防止技術の開発を振興し、県内で普及させることにより、琵琶湖環境の再生を図ります。

琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館をはじめ各試験研究機関は、より緊密な連携を図りながら、課題対応型の研究を進めることにより、琵琶湖環境の再生につなげます。

5 (1) 地域との協働・住民参加

各種開発事業を対象に、計画策定の早い段階において環境保全側面や社会経済的必要性を総合的に検討する戦略的環境アセスメント(SEA)の制度について、国の動向を踏まえながら検討を進めます。

10 「マザーレイク21計画」に基づき、住民・事業者等が主体となって行う河川流域単位での環境保全活動を推進します。

河川の特性和地域の風土・文化などに応じた河川の維持管理を行うため、河川・流域の現状・課題を関係者が共有し、地域との協働、住民参加の促進を図りながら、地域住民を交えた環境保全や防災の取組を進めます。

15 農村の土地、水、伝統、環境、そして人づくりをまるごと保全するため、田園の持つ豊かな自然環境や心なごむ景観、その基盤となる農地・農業用水等を保全する、世代をつなぐ地域ぐるみの共同活動を支援します。

環境保全に取り組む県民、NPO等の自主的な活動を支援するとともに、これら多様な主体との協働の推進を図ります。

20 環境白書の発行による環境の状況や環境保全施策の報告および琵琶湖環境に関する一元的な情報提供を行うなど積極的な環境情報の提供に努めます。

(2) 環境と調和した産業・まちづくりへの転換

地球規模での環境変化や琵琶湖流域での環境変化に対応し、持続可能に発展していくため、「持続可能な滋賀社会ビジョン」に基づき、長期的視点による施策を展開します。

5 企業の取組を支援しつつ、「びわ湖環境ビジネスメッセ」の開催による販路開拓や情報交流によって環境調和型産業への転換を図ります。

省エネルギー・新エネルギー技術や水質汚濁防止技術などの環境分野の戦略的技術開発や製品開発に活発に取り組む環境産業の産業集積を目指します。

NPO等が実施する中小事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステムを普及させる活動を支援します。

10 環境こだわり農業が県農業のスタンダードとなるよう推進するとともに、県産農水産物が県民の目に見え、選んで買ってもらえるような総合的なPR活動を展開します。

飼料自給率の向上により輸送エネルギーの削減を図るため、県内産飼料の生産拡大を図ります。

県産木材の利用拡大を図るため、安定供給体制の確立を図ります。

県産木材の活用や省エネルギー化等による環境に配慮した住宅の普及促進を図ります。

15 鉄道やバス等の公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に頼らなくても県内を移動することができる交通体系を整備します。

商店街の活性化に向けた取組について、地域の課題解決を目指す多様な主体の参画を支援し、にぎわいのまちづくりを推進します。

20 自動車に頼らないまちづくりや地産地消の推進など、低炭素社会の実現に向けて積極的に取り組む市町を支援します。

持続可能な滋賀社会の転換につながる有効な方策や、制度的・経済的手法について研究を進めます。

グリーン購入の推進等により、生活様式や業務形態の省資源・循環型への転換を進めます。

25 県庁のあらゆる分野において、省エネや環境配慮行動を実践するなど持続可能な社会づくりに向けた率先行動に努めます。

(3) 調査・研究の推進と成果の活用

30 琵琶湖環境科学研究センターでは、琵琶湖と滋賀県の環境を継続的に観察・監視するとともに、持続可能な滋賀社会の構築、琵琶湖と流域の水質・生態系の保全・再生、環境リスク低減のための実態把握の3つの基本的課題を踏まえ、直面する様々な環境問題に対して、科学的側面から課題解決を図るため、未解明の現象を解明し、研究成果を総合的に解析し、政策提言を行います。

琵琶湖博物館では、琵琶湖地域の自然、歴史、暮らしの研究・調査を総合的に進めるとともに、その成果を活用し、人びとが地域の調査活動に参加したり、あるいは研究活動を自ら行うことができるよう支援します。

35 琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館をはじめ、県の試験研究機関の知見を社会に還元し、県民の環境保全活動を科学的・技術的側面から支援することで、地域への貢献を図っていきます。

琵琶湖環境に関する研究を効果的・効率的に進めるため、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、県立大学等の機能統合についての検討を行います。

40 海外技術研修員の受け入れや、国際湖沼環境委員会(ILEC)、国連国際環境技術センター(UNEP-IETC)などの国際機関との協調や連携を積極的に図りながら、琵琶湖に関する技術や経験の発信を通じて、世界の水問題に貢献します。

4 数値指標

関連指標	単位	H19年度 (基準年)	H22年度 中期目標	H25年度 目標	
びわ湖環境ビジネスmesseにおける有効商談件数(累計)	件	28,628	38,328	47,028	
環境こだわり農産物栽培面積	ha	10,367	12,000	12,000以上	

1. 地球温暖化対策

5 **1 目指すべき将来（2030年頃）の姿**

県内の温室効果ガスの排出量は半減されているとともに、世界中で削減の取組が進展しており、地球全体で温暖化は抑制基調にあります。

全産業が環境に配慮しながら発展し、事業や生産、流通の現場では、高効率で低炭素型の施設や設備が導入されています。

10 クールビズ、ウォームビズや、エコクッキングなどの省エネルギー行動やグリーン購入がほぼすべての家庭・オフィスに普及しており、環境への負担が少ないライフスタイルが定着しています。

15 高品質、高効率、長寿命の電器製品や、給湯器等が普及するとともに、ITを活用したHEMS（ホームエナジーマネジメントシステム）の導入や、高断熱仕様や、太陽光などの自然エネルギーを活用した住宅が新築・リフォーム・住み替え時に選択され、省エネで快適な生活空間が実現しています。

再生可能エネルギーの活用、身近な公共交通手段を組み合わせた環境負荷の低い交通体系など、温室効果ガスの排出を抑制する省エネ・省資源型社会への転換が進んでいます。

農林水産業による適切な利用によって農地や森林の多面的機能などが持続的に発揮されています。

20

2 現行施策の評価と課題

25 県では、「滋賀県地球温暖化対策推進計画」を平成18年(2006年)12月に改定し、平成22年(2010年)において県域における温室効果ガスの総排出量を平成2年(1990年)比で9%削減することを目標とし、一定規模以上の事業者到大気環境負荷低減計画の策定を求めるほか、地球温暖化防止活動推進員による地域での啓発活動の推進やエコカーの普及を図るためのエコカーマイスターの養成などを実施してきました。

さらに、平成20年3月には、2030年(平成42年)に県の温室効果ガスの総排出量を1990年(平成2年)比で半減するという目標を含む「持続可能な滋賀社会ビジョン」を策定し、長期的な目標について県民や事業者等の各主体との共有を図ることとしました。

30 今後、低炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減につながる効果的な施策の展開を図るため、世界や国の動向も踏まえながら、新たな仕組みづくり、制度づくりが必要です。

新エネルギー導入については、個人が設置した太陽光発電施設に対して余剰分の売電量に応じて助成を行うモデル事業や、地域の特性に応じた新エネルギーの利用を推進するために、産学官の連携による新エネルギーの研究や、バイオディーゼル燃料バスの実証試験を行ってきました。

35 今後、新エネルギー導入をさらに推進するために、様々な主体が参加しやすい仕組みや、資金的な支援のみでなく新たな仕組みを構築していくことが必要です。

40

3 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

最新の科学技術や伝統的知恵を活用して、事業活動やライフスタイルの転換を促す仕組みづくりを通じて、省資源・省エネルギーの取組を定着・拡大させることにより、温室効果ガスの排出量が増加傾向にある「業務」、「家庭」、「運輸」の各部門についての排出削減を進め、低炭素社会の実現を図ります。

効果の実感できる仕組みや経済的な誘導策など、様々な政策手法を組み合わせ、県民、事業者、行政の各主体の温暖化対策の取組を確実に推進し、温室効果ガスの排出削減を図るとともに、再生可能エネルギーの導入促進を通じて、新たなビジネスチャンスも創出しながら、低炭素社会の実現を図ります。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

温室効果ガスの排出削減の取組を通じて、ライフスタイルや事業活動の省資源・省エネルギー化を進め、琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減を図ります。

5 (1) 地球温暖化対策の推進

「滋賀県地球温暖化対策推進計画」に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を進めます。温暖化対策の一層の推進を図るため、滋賀の特性に配慮した、新たな条例を含めた制度設計の検討を行います。

2030年までに県の温室効果ガスの排出量を1990年比で半減するためのロードマップを作成します。

経済界との協働による「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」により、経済発展とCO₂削減を同時に推進するための仕組みづくりと実践を行います。

家庭における温室効果ガス排出削減のため、企業等との協働により、インターネットを活用した「家庭CO₂削減プログラム」の普及を図るほか、省エネルギー・省資源行動の徹底、環境に配慮した自動車利用、住宅の省エネルギーや新エネルギーの導入、地域や住宅の緑化、県産木材の利用促進、環境保全活動への参加等の取組を推進します。

事業所における温室効果ガス排出削減のため、「滋賀県大気環境への負荷低減に関する条例」に基づく大気環境負荷低減のための自主管理計画の策定、省エネルギー・省資源型の事業活動、新エネルギーの導入、ビルや工場等の省エネ化、環境に配慮した自動車利用、緑の保全・創出等の取組を推進します。また、中小企業も含めた事業者のCO₂の総排出量を削減するための取組を進めます。

地球温暖化防止活動推進センターへの支援を通じ、地球温暖化防止活動推進員などによる地域での啓発活動や広報活動を進めます。

資源化されない廃棄物の排出量を削減することにより、廃棄物処理にかかる温室効果ガスの発生を抑制します。

森林の持つ、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止に貢献する働きを十分に発揮させるため、間伐等の適切な森林整備を推進します。

温暖化の影響評価、温暖化の防止策(影響緩和)、および適応策という3つの視点から、持続的な

農業・水産業を目指します。

鉄道やバス等の公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に頼らなくても県内を移動することができる交通体系を整備し、エコ交通を進めます。(再掲)

5 県は、E S C O事業の導入やグリーンオフィス滋賀の取組の推進、また下水処理等におけるエネルギーの効率化などを図ることにより、事業者として自らのCO₂排出量削減に向けた率先行動に取り組めます。

(2) 新エネルギーの導入の促進

10 「新エネルギー導入戦略プラン」(目標年度：平成22年)の取組の総括、評価を行い、今後の新エネルギー導入についての方針を検討します。

太陽光発電施設の導入については、他の新エネルギーと比較して着実に普及している状況を踏まえ、また今後思い切った促進策が打ち出される可能性が高い国の動向も見極めつつ、導入推進方策を検討します。

15 農村が持つ自然エネルギーを活用し、持続可能な農村社会の実現を目指して、既存水利施設を利用した小水力発電施設の導入を進めます。

4 数値指標

関連指標	単位	H19年度 (基準年)	H22年度 中期目標	H25年度 目標	
温室効果ガス排出量の削減率(平成2年比)	%	-0.4	9	9以上	H16
CO2削減プログラム取組家庭数	家庭	-	50,000	50,000を維持	
県内での太陽光発電による総発電容量	kW	17,402	100,000	100,000以上	H16

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

春夏秋冬での、季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。

5 琵琶湖や流域河川では在来の魚貝類でにぎわい、生物多様性が確保されています。

琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。

奥山、里地里山、琵琶湖などの野生動植物の生息・生育空間（ビオトープ）の保全・再生・ネットワーク化が図られ、生物の多様性が確保されています。

10 県民が主役となって環境学習や環境保全活動、森林づくり活動などを県全体で展開しています。

2 現行施策の評価と課題

野生動物との共生を目的とした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定し、希少種の保護対策、外来種対策、有害鳥獣対策を推進するとともに、有害鳥獣については特定鳥獣保護管理計画も策定するなどして対策を進めていますが、依然として被害が発生しています。

15 里山、田園、河川、水辺など様々な場所での生態系の保全・再生に向けた取組については、琵琶湖における外来魚の推定生息量が減少するなど一定の成果を上げていますが、水草の大量繁茂など新たな課題も顕在化しており、今後も取組を継続していく必要があります。

20 また、「琵琶湖森林づくり条例」に基づき、森林の多面的な機能が持続的に発揮されるように環境重視と県民協働という視点に立った森林づくりを進めていますが、地球温暖化問題への対応という面からも、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理が望まれています。

3 施策の方向

25

「低炭素社会の実現」に向けて

県産木材の利用拡大や、県民等との協働も活かした森林や里山の適正な管理を通じて、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能を十分に発揮させ、温室効果ガスの削減を図ります。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

人と自然のかかわりの回復の視点を持って、内湖や砂浜、ヨシ群落など湖辺の生態系を保全・再生し、琵琶湖固有の魚類等が生息・生育できる環境を整備することにより、琵琶湖環境の再生を図ります。

森林や里山の適正な管理を進め、森林の持つ水源かん養機能や水質浄化機能を高めることにより、琵琶湖の水質保全を図ります。

(1) 自然環境の総合的保全

45 恵まれた自然を保全するため、「滋賀県自然環境保全条例」に基づき自然環境保全地域や緑地環境保全地域の指定を行います。また、植物や地質鉱物等で、学術的および教育的に価値の高いものや地域に親しまれているものなどを次代に引き継いでいくため自然記念物として指定します。

外来植物の侵入や植生の遷移、観光客の集中利用により自然環境の劣化が懸念される伊吹山のお

花畑について、自然環境の保全・再生に取り組みます。

自然公園において、優れた風景地の保護管理に努め、自然保護監視員による指導を行います。

自然環境保全意識の普及啓発を図るため、県立朽木生きものふれあいの里センターや県立三島池ビジターセンター等を自然環境教育の拠点とし、自然観察会のプログラムの充実等を行います。

5 湿地の賢明な利用を進めるため、ラムサール条約の登録湿地である琵琶湖との良好な関わり方の情報発信などを行います。

「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき、レジャーの面からの琵琶湖への環境負荷の低減をめざします。

10 公共工事については、生物環境アドバイザー等の指導を受けるなどにより、生物環境に配慮した工事の実施に努めます。

湖辺の砂浜やヨシ原、松林などを保全するために、湖岸浸食の著しい砂浜の浸食防止対策を実施します。また、人工湖岸を、現在の治水機能を確保しつつ、砂浜やヨシ原などの自然湖岸へと再生します。

15 河川の改修にあたっては多自然川づくりを基本とし、護岸は必要最小限として河畔林や瀬・淵を保全する、また自然な河床形状を保つなど、自然環境に配慮します。

農村の土地、水、伝統、環境、人づくりをまるごと保全するため、生物に配慮した水田管理や水田に生息する生物の観察会の開催等、地域住民による豊かな田園の生きものを育む取組を支援します。

20 コイ・フナ・ナマズ等が琵琶湖周辺の水田で産卵・生育できる環境の回復を目指し、地域住民による魚道の整備等の取組を支援します。

(2) 健全な生態系の保全・回復

25 生物の多様性に富む、琵琶湖の湖辺に広がる陸域と水域の推移帯(エコトーン)を中心に、生物の生育・生息状況の把握や生態系のメカニズム解明に努め、健全な生態系の保全・再生に活かします。

早崎内湖再生に向けた実施計画を作成し、内湖の機能の調査や普及啓発活動等を進めます。

「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」に基づき琵琶湖のヨシ群落の健全な育成を図ります。

30 琵琶湖において過剰に繁茂する水草を適切に刈り取ります。また、刈り取った水草の利活用についての検討を進めます。

生態系の保全を図るため、琵琶湖および内湖等に生育する外来水生植物の実態把握や駆除などを行います。

「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」の「南湖再生プロジェクト」の一環として、国、水資源機構、県など関係機関の連携を積極的に図りながら、南湖湖底の生物生息空間の回復を目指します。

35 外来魚の駆除を実施するほか、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき釣り上げた外来魚の再放流(リリース)の禁止を徹底し、琵琶湖固有の魚類相の回復を目指します。また、継続的に在来魚の種苗放流を実施します。

40 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」により、希少種の保護施策の推進するとともに、在来の生態系をかく乱するおそれのある外来種の対策等を進め、生物多様性の保全を図ります。また、県民との協働により野生生物の生育・生息状況の調査を実施し、希少種の情報に記載した「滋賀県で大切にすべき野生生物」の生息・生育情報の精度を高めます。

農林水産業への被害が深刻化しているニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、カワウについては、特定鳥獣保護管理計画等に基づき、被害防止対策、生息環境の整備、個体数管理を進めます。

鳥獣による被害が生じた場合には、必要に応じ有害鳥獣の捕獲を実施します。

野生動物の保護を進めるため、鳥獣保護区の設定等による計画的な鳥獣保護と併せて、傷病鳥獣の治療やリハビリのための受け入れ体制の整備とボランティアの育成等を実施します。

5 (3) みどりづくりの推進

森林、里山、田園、都市内緑地、河川、水辺などの多様な空間において、地域性に応じた多様な生物が生息・生育する豊かな環境を創出・保全する、多様なみどりづくりを推進します。

森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるように、環境に配慮した森林づくりを進めます。

10 県民が様々な場面で主体的に森林づくりへ参画できるよう、地域の活動団体による森林づくりを支援します。また、琵琶湖森林づくり県民税の目的や用途等、森林づくりに関する情報を積極的に発信します。

企業の社会貢献活動としての森林整備・保全活動を促すため、活動フィールドの情報収集等、サポート体制の整備に努めます。

15 県立近江富士花緑公園や山門水源の森、きゃんせの森等の拠点施設を活用し、森林づくりやみどりづくりの普及啓発に努めます。

「緑の募金」活動の推進により、豊かな生活環境を創造するための身近なみどりづくりやその普及啓発に努めます。

20 緑地保全地区や風致地区、歴史的風土保全制度の活用による緑地の保全、公園・緑地の整備、緑の街路づくりを進めるとともに、宅地開発などにおける現存樹林の保全などによるみどり空間の確保を図ります。

県産木材の利用拡大を図るため、安定供給体制の確立に向けた施策を推進します。(再掲)

森林センターにおいて、森林づくり等についての調査研究を行うとともに、その成果や技術の普及啓発に努めます。

25 4 数値指標

関連指標	単位	H19年度 (基準年)	H22年度 中期目標	H25年度 目標	
希少野生動植物種の「生息・生育地保護区」の箇所数	箇所	2	10	10	
人工湖岸を再自然化した累計延長	m	2,890	3,800	3,800	
外来魚推定生息量	t	1,600	1,000	700	H18
県の鳥カイツブリの生息数	羽	629	800	800	H17
琵琶湖のヨシの面積	ha	151	159	159以上	H14
緑化されている道路の延長	km	183.9	200	240	H18
都市公園面積(県民1人当たり)	m ²	8.1	9.5	9.5	
年間間伐実施面積	ha	1,920	2,600	2,600	H15

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

春夏秋冬での、季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。

5 琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。

都市部では、住宅・商店などが集約されたり計画的な住宅立地が進むことにより、まとまったオープンスペースが生まれ、身近に自然と触れ合える緑地や親水空間が計画的に配置されたり、家庭菜園が営まれるなど、快適な都市空間が実現しています。

10 農村部では、農業や林業の健全でかつ持続的な生産活動を通して豊かな県土が保全され、美しい田園・里山景観が維持されています。

歴史文化などを観光資源として活かしたまちづくりが進んでいます。

2 現行施策の評価と課題

15 「景観法」および「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき景観形成の取組を推進するとともに、「湖国風景づくり宣言」や「滋賀県景観計画」を策定し、琵琶湖を中心としたひろがりつつながりのある景観形成を進めています。今後、景観行政団体となる市町が増加していくと考えられることから、地域の特性に応じた景観形成を尊重しつつ、県土の一体的な景観保全を図るため、県と関係市町との連携を十分に図っていく必要があります。

20 また、県内にある多くの貴重な文化財や伝統文化等を県民が身近に親しみ、潤いある生活につなげるよう、積極的な保存と活用が求められています。

3 施策の方向

25

「琵琶湖環境の再生」に向けて

先人から受け継いだ美しい湖国の風景を守り育てていくことを通じて、健全な生態系を確保することや、人の暮らしと琵琶湖の関わりを再生することにより、琵琶湖環境の再生を図ります。

人と水が関わってきた歴史や文化を守り育てるとともに、学びに活かし、水と共存することの大切さへの気づきを促すことで、琵琶湖環境の再生につなげます。

(1) 湖国の景観の保全・創造

できるだけ多くの市町が景観行政団体となり、地域の特色に応じた景観行政に取り組むよう、景観法の活用について、市町に対する啓発や研修に努めます。また、景観行政団体協議会を設置し、

30 県内の景観行政団体とともに琵琶湖の景観など広域的な課題に取り組みます。

農村の土地、水、伝統、環境、人づくりをまるごと保全するため、レンゲやコスモス等の景観作物の栽培や、伝統的な農法や施設の保全等、地域住民による心なごむ田園景観を守り育てる取組を支援します。

35 地域住民との協力を図りながら、水辺や河川等の良好な環境の保全や、沿道の景観づくりを進めます。

(2) 歴史的環境の保全

県内各地に所在する文化財の実態を把握し、今後の保存・活用を検討するための基礎資料となる、各種の文化財調査を進めます。

5 身近な歴史環境の保全・活用の推進のために歴史的建造物等の保全を点から面へ広げ、より豊かな歴史的環境の保全を図ります。

特に重要な史跡については公有化を進め、調査を行うことにより、地域住民が生活の中で歴史、文化に触れる場として、広く活用を図ります。

4 数値指標

関連指標	単位	H19年度 (基準年)	H22年度 中期目標	H25年度 目標
景観行政団体となった市町の数	市町	7	9	11
県指定(選定)文化財の件数	件	375	435	435
登録有形文化財の件数	件	249	270	300

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

琵琶湖で泳いだり、美しい水辺に集うなど、琵琶湖は人々が憩い、リフレッシュできる場として高い価値を保持しています。

農林水産業による適切な利用によって農地や森林の多面的機能などが持続的に発揮されています。

快適で安全な生活に向けて、公園や下水道、交通環境の整備などのまちづくりや情報通信技術の活用が進んでいます。

2 現行施策の評価と課題

生活排水対策や農業排水対策などを講じてきたことにより、琵琶湖への流入負荷量の削減は進んでいます。今後は、これまでの取組に加えて、流入負荷量の削減による琵琶湖の水質改善効果の検証を行うことやBODとCODの乖離現象を解明することなどにより、水質と生態系を健全な形で維持・再生していくための効果的な保全策に結びつけていく必要があります。

さらに、地球温暖化の進行が懸念される中、北湖底層部の低酸素化現象など、気候変動による琵琶湖水質や生態系への影響を把握する必要があります。

また、水源かん養機能など森林の持つ機能を活かすために、除間伐を必要とする森林の整備を重点的に進めています。しかし、林業の低迷により放置された森林が増加しており、環境を重視した森林づくりを進める必要があります。

土壌・地下水汚染については、水質汚濁防止法や土壌汚染対策法に基づく調査の結果、長期にわたる汚染の継続や新たな汚染が確認されており、これらの解消と新たな汚染の未然防止に向けた取組を進める必要があります。

3 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

最新の省エネルギー技術を活用して水処理を進めるなど、琵琶湖への流入負荷削減対策をより効率的に進めることにより、温室効果ガスの排出削減につなげ、低炭素社会の実現を図ります。

間伐などの森林施業を適切に実施し、災害の防止や水源かん養の機能とともに二酸化炭素吸収源として機能する森林を維持し、低炭素社会の実現を図ります。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

農地や路面等の面源および工場等の点源から琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減対策等を推進し、水質保全を通じて琵琶湖環境の再生を図ります。

森林や農地の適正な整備や管理等を実施し、災害の防止や水源かん養の機能とあわせて水質浄化機能を効果的に発揮させることで、琵琶湖環境の再生を図ります。

気候変動による琵琶湖の水質、水生生物、魚類、水収支等への影響を予測評価し、適応策につなげていくことで、琵琶湖環境の再生を図ります。

(1) 水質保全対策の総合的推進

「湖沼水質保全対策特別措置法」に基づく「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」の着実な推進に努めます。

琵琶湖の水質汚濁メカニズム解明調査を継続的に実施し、琵琶湖総合保全学術委員会において琵琶湖再生の方向性や琵琶湖再生調査についての検討を行います。

北湖底層部の低酸素化に関する実態把握と生態系や水質への影響把握を、琵琶湖環境科学研究センターの中期計画に位置づけ、定期的に調査を行い実態の把握等に努めます。

下水道の整備促進と各戸への接続率を向上させるとともに、効率的な下水処理を行い、流入河川や琵琶湖への汚濁負荷を削減します。また、下水処理にかかるエネルギー効率の向上にも努めます。

合併処理浄化槽については、生活排水を早期かつ適正に処理するため、下水道など整備計画のない地域や下水道などの供用開始が長期間見込まれていない地域において整備促進を図ります。

事業場等の点源からの排水に対し、引き続き監視・指導を行い、適正な自主管理による排出抑制を推進します。

雨水幹線整備事業等により、市街地や道路等の面源から、降雨に伴って流出する汚濁負荷の抑制に努めます。

「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき、従来型2サイクルエンジンの使用を禁止し、プレジャーボートの排気ガスによる水質への影響を低減します。

環境こだわり農業を推進し、栄養塩類、濁水、農薬成分の流出負荷量の低減を図ります。

農業集落排水の適正な管理や高度処理により、琵琶湖への汚濁負荷の削減を進めます。

農村の土地、水、伝統、環境、そして人づくりをまるごと保全するため、田園の持つ豊かな自然環境や心なごむ田園景観、その基盤となる農地・農業用水等を保全する世代をつなぐ地域ぐるみの共同活動を支援し、水田からの負荷削減を実現します。(事業の再掲)

農地から流出する汚濁負荷を削減するため、循環かんがい施設や反復利用施設、浄化施設の整備など、再利用対策や発生源対策を進めるとともに、その適正な運用、維持管理のための仕組みづくりを行います。

琵琶湖への汚濁負荷を削減するために、流入河川対策や底質改善対策を実施します。

平成20年に施行した改正滋賀県公害防止条例に基づき、地下水汚染の未然防止や早期発見と改善、土壌汚染の改善に努めます。

30 (2) 水源かん養対策の推進

洪水や渇水を緩和し、水質を保全する機能を持つ森林や農地等を保全します。

強雨時の土壌流出などにより、保水機能や水質浄化機能が低下することを防ぐため、県土を保全する砂防事業の推進により、土壌層の安定化を図ります。

4 数値指標

関連指標	単位	H19年度 (基準年)	H22年度 中期目標	H25年度 目標	
県内主要河川の水質目標の達成率	%	79	100	100	
琵琶湖の透明度	m	7.5	7.2	7.2	
琵琶湖の水質					
(COD) 北湖	mg/L	2.6	2.6	2.6以下	
南湖	mg/L	3.4	3.1	3.1以下	
(T-N) 北湖	mg/L	0.27	0.30	0.30以下	
南湖	mg/L	0.31	0.33	0.33以下	
(T-P) 南湖	mg/L	0.015	0.018	0.018以下	
琵琶湖のプランクトンの異常発生日数と水域数					
(アオコ)	日数	5	0	0	
	水域	3	0	0	
(赤潮)	日数	0	0	0	
	水域	0	0	0	
琵琶湖の水泳場の「快適」ランクの箇所数	箇所	7	10	10	
下水道を利用できる県民の割合	%	83.5	85	85以上	
年間間伐実施面積(再掲)	ha	1,920	2,600	2,600	H15
整備を必要とする農業集落排水処理施設に対する整備割合	%	97.3	98.2	98.7	H18
工場排水規制遵守率	%	89	100	100	H18
プレジャーボートの環境対策型エンジンの使用率	%	29	100	100	H18
流域単位での農業排水対策の面積	ha	14,036	16,800	16,800	H18

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。

公共交通や自転車歩行者道の基盤整備により、バス・鉄道などの利用者が増え、自動車利用が減ることにより、誰にとっても、安全でゆとりある、まちづくりが進んでいます。

快適で安全な生活に向けて、公園や下水道、交通環境の整備などのまちづくりや情報通信技術の活用が進んでいます。

自家用車だけに頼らず、鉄道やバス、乗り合いタクシーなどの公共交通機関などにより、身近な移動が可能になっています。

2 現行施策の評価と課題

滋賀県の大気汚染の状況は、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）は、全ての測定地点で環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準が達成されておらず、近年は毎年、光化学スモッグ注意報が発令されています。今後は大気環境について、モデルによるシミュレーション等の実施や大気自動測定局の適正配置の検討等を行い、大気状況の面的把握を行う必要があります。

また、「びわこ横断エコバス」の運行や「鉄道版エコ交通モデル」の確立に向けた各地域の取組により、エコ交通に対する理解と気運の醸成を図ることが出来ました。今後は交通事業者・関係団体・関係市町等との連携を強化し、継続的・多角的な取組を展開していく必要があります。

P R T R法に基づく化学物質の排出量は、年々低下傾向はみられるものの、事業所からの届出排出量では、工業県である本県の特徴を反映し、全国の約2.0%と、面積や人口規模からすると比較的多い傾向にあります。このため、事業場などにおける化学物質の適正な管理の促進などにより、環境中に放出される化学物質量の削減を促進する必要があります。

3 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

環境負荷を小さくする技術や機器、施設の導入などにより、工場や事業場における大気汚染物質削減と温室効果ガスの削減を一体的に進め、低炭素社会の実現を図ります。

自動車利用から公共交通機関や自転車への利用転換が、利用者にとってメリットとなるような仕組みづくりを通じて低炭素社会の実現を図ります。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

工場や事業場における大気汚染物質削減や化学物質等の適正な管理を促進することにより、降雨等を經由した琵琶湖への負荷を削減し、琵琶湖環境の再生を図ります。

（1）大気環境保全対策の推進

滋賀県の大気状況について監視を継続し、面的把握を行い、大気環境の確保につなげます。大気環境中の有害大気汚染物質やアスベストについて定期的な監視を実施します。工場や事業場への監視・指導を実施し、大気環境の保全を図ります。

「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」に基づき、工場・事業場に対しばい煙や有害大気汚染物質の排出量低減を図る自主管理計画の策定や継続的実行を支援し、事業活動に伴う大気環境の負荷を低減します。

- 5 鉄道やバス等の公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に頼らなくても県内を移動することができる交通体系を整備し、エコ交通を進めます。(再掲)
道路整備等を実施することにより交通渋滞を緩和し大気環境保全につなげます。

(2) 化学物質対策の推進

- 10 化学物質の有害性や環境中の存在に関する情報、P R T R法に基づく排出量の情報等により環境リスクを把握し、施策効果を検証するためにモニタリングを実施します。

(3) その他快適な生活環境保全の推進

- 15 騒音、振動、悪臭対策の推進に向けて、土地利用や生活の実態に合わせた規制地域の指定を行うとともに、規制事務を所管する市町に対する支援を行います。
「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき、プレジャーボートの航行規制水域の指定を行い、プレジャーボートの騒音から生活環境を守ります。

4 数値指標

関連指標	単位	H19年度 (基準年)	H22年度 中期目標	H25年度 目標	
二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準達成率	%	100	100	100	
各駅の1日あたり乗車人数の合計	千人	343.4	349.0	349.0以上	H18
市街地における混雑時の自動車の平均速度	km/h	25.1	30.0	30.0以上	H17
主要渋滞ポイント数	箇所	9	5	4	
プレジャーボートによる騒音被害に関する苦情件数	件	33	15	15	

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

クールビズ、ウォームビズや、エコクッキングなどの省エネルギー行動やグリーン購入がほぼすべての家庭・オフィスに普及しており、環境への負担が少ないライフスタイルが定着しています。

資材の調達・加工・流通・消費が地域内で循環する割合が高まるとともに、コミュニティビジネスなど地域に密着した事業が活発となっています。

資源・分別回収が徹底されています。また、農村部を中心に生ごみの資源化が定着しています。廃棄物の発生の抑制と資源化の仕組みが確立し、資源循環を進めています。

2 現行施策の評価と課題

一般廃棄物については、県民1人が1日に出すごみの量はここ数年微減傾向にあり、当面は人口増に伴う総排出量の増加が懸念されます。また、リサイクルも一定進んではいるものの、大きくは進展していません。

一方、産業廃棄物については、産業廃棄物税条例の施行や、リサイクル製品の認定制度、資源化情報サイトの開設など資源の有効利用の支援施策を実施してきたところ、事業者の自主的なゼロ・エミッションの取り組みや廃棄物のエネルギー利用が進んだこともあり、資源化されない産業廃棄物の量は大きく減少してきています。また、下水道の進捗に伴い汚泥の増加が見込まれますが、引き続きエネルギー利用も含めた有効利用を推進していく必要があります。

新たな不法投棄等不適正処理件数は年々減少傾向にあり、新規事案の年度内解決率も向上しているものの、現在も年間200件あまりの新規案件の発生が見られます。

今後、さらなる循環型の社会の構築を目指して、廃棄物の3R（発生抑制、再利用、再生利用）の取組を一層推進するとともに、廃棄物の不法投棄など不適正処理の未然防止や早期改善に向け適切に対応していく必要があります。

3 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

廃棄物の排出量の削減により、削減分に係る輸送や焼却等の温室効果ガスの排出削減を図るほか、廃棄物のリサイクルの推進により、熱利用の図られない焼却量や最終処分量の減量化を通じて、化石燃料の消費量削減や温室効果ガスの発生抑制を図るなど、廃棄物の3Rを推進することにより低炭素社会の実現を目指します。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

ごみのポイ捨てや不法投棄など、不適正処理の未然防止や早期改善に取り組むことにより、快適な琵琶湖環境の維持を図ります。

(1) 3Rの推進

長く使えるものを選ぶなどグリーン購入の啓発等により、廃棄物の排出削減を図ります。

各種リサイクル法令の運用や、排出事業者、処理業者、市町等での資源化処理の推進により、発生後の廃棄物の資源化を進めます。

農村地域に多量に存在している、もみ殻、家畜ふん尿、生ごみ、集落排水汚泥など生物由来の有機性資源(バイオマス)を、たい肥やエネルギーなどとして利活用する資源循環型の農村社会の構築

を進めます。

公共施設の適切な維持管理による長寿命化を図り、建築工事廃棄物の発生抑制に努めます。

(2) 廃棄物の適正処理の確保

5 廃棄物の適正処理のために必要となる処理施設が確保されるよう、排出事業者、処理業者、市町等による主体的な整備を進めます。

産業廃棄物排出事業者や処分業者等への適正処理にかかる指導を徹底し、生活環境の保全を図ります。

10 「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」によるごみのポイ捨て禁止等の主旨の徹底と、美化活動の推進により、美しい湖国づくりを行います。

県民が安心して暮らせる環境を確保するため、不法投棄に対しては、未然防止対策・監視通報体制強化・原状回復対策を推進します。

15 地下水汚染等の生活環境保全上の支障およびそのおそれが生じているR D最終処分場問題の早期解決を図るために、特定産業廃棄物特措法の適用を受けて対策工を実施し、その支障とおそれを除去します。

4 数値指標

関連指標	単位	H19年度 (基準年)	H22年度 中期目標	H25年度 目標	
県民1人が1日に出すごみの量	g	948	900	900以下 ¹⁾	H18
1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量	千トン	240	200	200を維持 ¹⁾	H18
1年間に出る資源化されない一般廃棄物の量	千トン	367	210	210を維持 ¹⁾	H18
不法投棄など産廃不適正処理事案新規分年度内解決率	%	71 ²⁾	80	80	下記

1) 平成22年度に「第三次滋賀県廃棄物処理計画」の策定を行い、平成27年度目標値を設定する予定

2) 「不法投棄など産廃不適正処理事案新規分年度内解決率」の基準年の欄の数値は、H14年度～H18年度の平均値

第4章

重点プロジェクト

第4章では、第3章で方向付けた施策の中から、長期的な目標の実現に向けて、特に重点的に取り組む施策(群)を、重点プロジェクトとして示します。

5

10

1 低炭素社会の実現

低炭素社会の実現には、国による社会経済制度の大胆な転換やエネルギー供給事業者をはじめとする大規模排出事業者の削減取組が不可欠ですが、ここでは、家庭、地域、県域を対象に地産地消やまちづくりなど地域活性化の視点に配慮した取組をプロジェクトとして掲げます。

5

- 1 「協働による家庭CO₂削減プログラムの構築」プロジェクト
- 2 「経済界と協働したカーボンオフセット制度の創設」プロジェクト
- 3 「農産物の地産地消の確立」プロジェクト
- 4 「木材の地産地消の確立」プロジェクト
- 5 「持続可能な交通システム」プロジェクト

10

2 琵琶湖環境の再生

琵琶湖環境の再生には、森林の適正な管理、下水道等の排水処理対策、市街地や農地の面源負荷対策など流域全体での継続的な取組が必要ですが、ここでは、「琵琶湖と暮らしの関わりの再生」、「生物多様性の回復」、「水環境の保全」という視点から琵琶湖環境の再生につながる新たな取組をプロジェクトとして掲げます。これらのプロジェクトは、マザーレイク21計画（第2期計画）においてさらに具体化される予定です。

15

- 6 「琵琶湖と暮らしの関わり再生」プロジェクト
- 7 「魚の再生」プロジェクト
- 8 「水環境の保全」プロジェクト

20

25

[事業内容の表の凡例]

事業名および事業概要の欄：計画期間中に実施する事業名および事業概要を記述しています。

現状および事業展開の欄

・黒丸印 ()：事業の実施内容を記述しています。

・矢印 ()：事業の実施期間（事業の始期および継続期間）を表しています。

（なお、平成20年度以前から実施していた事業については、平成20年度から矢印が始まっています。）

・事業目標：事業期間で何をどこまで達成するのかを可能な限り数量で設定しています。

30

1 「協働による家庭CO2削減プログラムの構築」プロジェクト

1 ねらい

家庭でのCO2の削減効果の「見える化」を図り、温暖化問題を「自分ごと」として意識できるよう、インターネット上で気軽に参加できる「家庭CO2削減プログラム」を構築します。

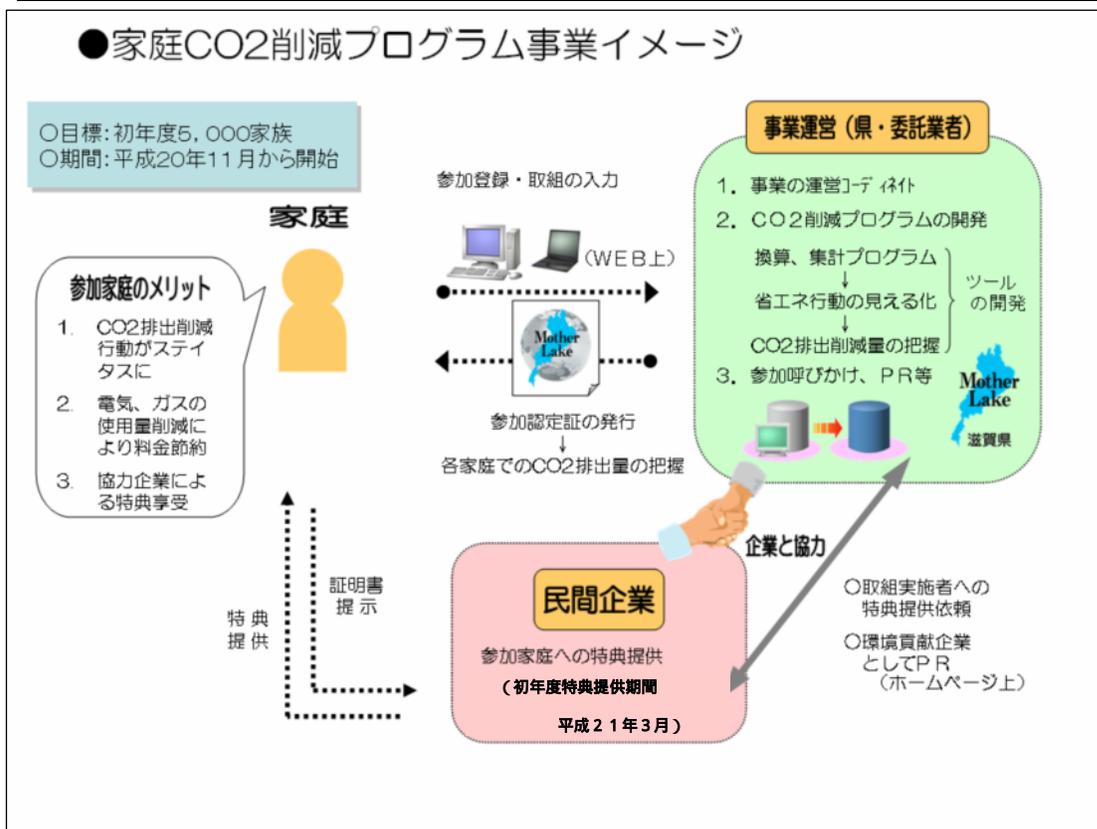
5

2 展開方向および事業内容

システムの改良を行うなど、プログラムの充実を図ることにより、参加者の拡大を図り、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進し、家庭部門でのCO2の着実な削減につなげます。

10

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21～H25)
事業概要 協働による「家庭CO2削減プログラム」推進事業 各家庭がインターネット上で環境に配慮した取組結果を入力し、その取組に対して企業等から特典や割引が得られる仕組みをつくり、家庭におけるCO2排出量の削減の取組を推進する。	システム運用開始	システムの見直し 市町、企業への導入拡大 事業の評価 今後の展開検討
CO2削減プログラム取組家庭数 - 世帯		50,000世帯



2 「経済界と協働したカーボンオフセット制度の創設」プロジェクト

1 ねらい

経済発展と温室効果ガス削減を同時に達成するため、経済界と県が協働してカーボンオフセット制度を創設します。

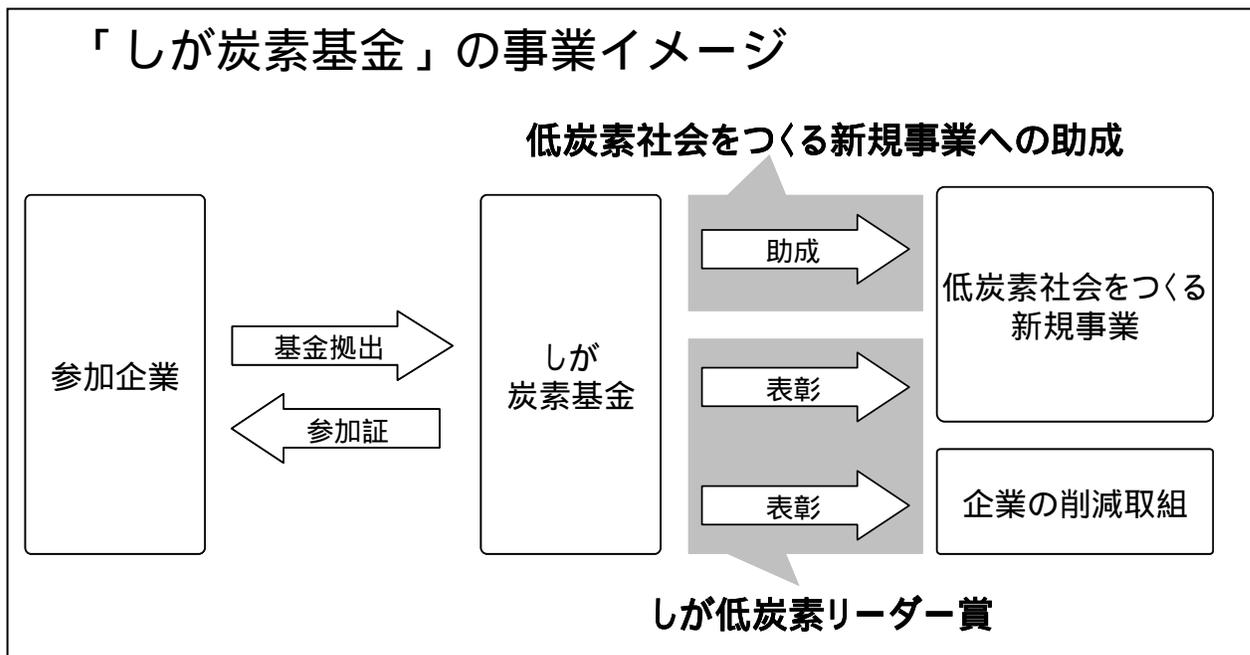
5 カーボンオフセットとは、市民、企業等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動に資金提供すること等によって、その全部または一部を相殺すること。

2 展開方向および事業内容

10 「しが炭素基金」を設置し、低炭素社会の実現に資する新規事業への助成や温室効果ガス削減の優良事例を表彰することにより、事業者の低炭素社会づくりへの理解と関心を深めます。そして、事業者が県内の温室効果ガス削減事業を活用してカーボンオフセットする制度の運用につなげます。

事業名 事業概要	現状 (H20)	事業の展開 (H21～H25)
滋賀エコ・エコノミープロジェクト推進事業 滋賀の経済界と県が共同で設置している『滋賀エコ・エコノミー戦略本部』において、事業者が排出する温室効果ガスを県内の低炭素社会をつくる新規事業等への資金提供によって相殺（オフセット）する仕組みを創設する。	滋賀エコ・エコノミー戦略本部の設置(H19)	排出量の調査 基金の創設、制度設計 カーボンオフセット制度の運用

15



20

25

30

3 「農産物の地産地消の確立」プロジェクト

1 ねらい

地場野菜の生産拡大と流通体制の整備により地産地消を進めるとともに、学校等では、地産地消とあわせて食品資源が地域循環する仕組みを構築します。

5

2 展開方向および事業内容

(1) 地場農産物の生産・販売戦略の強化

環境こだわり農産物をはじめとする地場野菜を県内消費者へ安定的に供給するため、生産振興を図るとともに、県内量販店に向けた周年供給体制を整備します。また、地場野菜の優位性を市場において発揮できるよう、総合的な流通・販売戦略を推進します。

10

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21～H25)
近江の園芸特産チャレンジャー事業 事業概要 県産農産物を安定供給するため、低コスト・省力化技術の導入、栽培施設の整備による生産拡大を図る。 野菜の作付面積（うち施設野菜の作付面積）3,502ha(389ha) (H18)		野菜の周年供給のためのパイプハウス設置助成 「近江の野菜」ブランド化のための生産体制整備助成 水田における野菜生産拡大のための省力化機械導入助成 4,000ha(400ha)
「近江の野菜」県内流通促進事業 環境こだわり野菜を中心とした県産野菜を量販店へ年間供給する県内流通システムを確立する。 県産野菜を年間供給する量販店数	4店舗	流通システム構築のための協議会・調整会議開催を支援 量販店でのPR、産消交流会の開催を支援 流通コンテナの導入を支援 5店舗
しがの農水産物マーケティング戦略推進事業 県と県内の食品販売会社等が協働して、県産農産物を定期的にクローズアップする取組（「おいしが うれしが」キャンペーン）等を実施する。 地産地消推進店登録店舗数	498店舗	マーケティング戦略推進会議の開催 「おいしが うれしが」キャンペーンの実施 (300店舗)
しがの農水産物マーケティング戦略推進事業（県産農水産物「魅力」向上実践事業） 「おいしが うれしが」キャンペーンで提供する滋賀県の「顔」となる伝統野菜等を育成する。		生産・需要マッチング機会の創出 滋賀の「顔」となる伝統野菜等の育成
にぎわいのまちづくり総合支援事業（地産地消こだわり支援） 商店街の空き店舗活用による地元野菜の直売店舗の整備等を支援する。		事業経費の一部を補助

15

(2) 食品資源が地域循環する地産地消モデルの推進

学校給食等への安定的な地場農産物供給体制とあわせて、食品資源を活用した地域循環の仕組みづくりを進めます。さらに、地場農産物の学校給食への活用を通じて食育を推進します。

5

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21~H25)
事業概要 地場農産物が支える学校給食推進モデル事業 生産者と学校給食関係者が連携して、食育農園の設置を進め、学校給食へ地場農産物を供給する地域モデルを構築する。 地域モデルの設置数 - か所		学校給食地場農産物供給促進会議設置を支援 食育農園設置を支援 → 6か所(野菜品目数 4品目)
子どもの健康を育む総合食育推進事業 地場農産物が支える学校給食推進モデル事業の対象市町(地域)の学校を研究指定校に指定し、地場農産物を活用した食育を推進する。		研究指定校の支援 →

(3) 飼料の地産地消の推進

休耕田等を活用した家畜飼料の自給拡大を図ります。

10

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21~H25)
事業概要 飼料自給率向上対策事業 水田特化型の本県の特徴を活かして、稲発酵粗飼料や飼料用米の生産拡大による飼料自給率の向上を図り、輸入飼料の輸送に係るエネルギー消費の削減と畜産経営の安定を図る。 稲発酵粗飼料作付面積 98ha(H19)		戦略会議の開催 飼料イネ生産者・集団への助成 飼料用米利用のモデル実証 → 220ha

15

20

25

4 「木材の地産地消の確立」プロジェクト

1 ねらい

森林資源の循環利用を促進するため、県産木材の生産流通体制を整備するとともに、県産木材を活用した良質な木造住宅の普及促進を通じて、木材の地産地消を推進します。

5

2 展開方向および事業内容

(1) 県産木材の生産流通体制の整備

適期に適切な森林整備を推進するため、県産木材の生産流通体制を整備します。

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21~H25)
事業概要 県産木材生産体制整備支援事業 施業の集約化および低コスト施業をモデル的に実施し、森林組合などの経営力や技術力を高めるとともに、モデル地域の成果を周辺森林へ波及させる。 モデル地区の設置数 - か所		施業プランナー、高性能林業機械オペレーターの育成 高性能林業機械導入支援 搬出路開設支援 → 7か所
事業概要 県産木材流通拠点整備支援事業 県産木材の安定供給に不可欠な流通拠点の整備に向けた支援および拠点稼働 (H23予定) 後に必要な運営支援を行う。		経営技術者育成 調査・検討・体制整備 → 流通拠点施設の運営支援 →

10

(2) 県産木材の利用拡大

良質な木造住宅のづくり手や住まい手・利用者への支援、公共施設等での県産木材の利用を通じて、消費の拡大を図ります。

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21~H25)
事業概要 つくり手ネットワークグループ登録制度運用支援事業 木造住宅のづくり手である設計者、大工・工務店、木材供給者のネットワークづくりを支援する。	登録制度の構築	登録制度の周知を支援 滋賀らしい環境こだわり住宅普及啓発冊子作成を支援 住宅づくりシンポジウム開催を支援 →
事業概要 滋賀らしい環境こだわり住宅推進事業 県民や事業者、技術者を対象とした木造住宅についての研修会や住宅見学会等の開催を支援する。		研修会や住宅見学会の開催を支援 →
事業概要 未来へつなぐ木の良さ体感事業 木の良さを体感する機会を県民に提供することで、びわ湖材の積極的な利用を普及啓発する。 木材自給率 26%		事業の見直しを検討 つくり手への新たな支援の実施 → 35%

15

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21～H25)
事業概要		
滋賀県産木材利用指針の見直し 公共施設等での県産木材の利用を促進するため、木造・木質化する場合の「判断基準」を明確にする。		指針の見直しに向けた検討  指針の運用 
県産材の規格化の検討 公共施設等の県産木材での木質化を推進するため、壁、床等の内装材の規格の統一を図る。		県産材の規格化を検討  規格の運用 

5

10

15

20

25

30

5	「持続可能な交通システム」プロジェクト
---	---------------------

1 ねらい

駅周辺や企業・事業所が集積した地域で、通勤や買い物の近距離のマイカー移動を自転車やバスへ転換します。

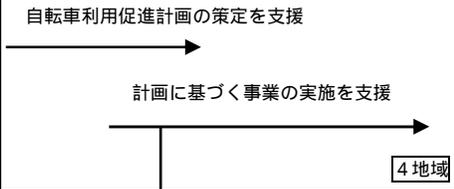
5

2 展開方向および事業内容

(1) 自転車利用の促進

市町と協働して、重点エリアを選定し、計画的かつ集中的に取組を実施することにより、自転車利用の先導的な地域モデルを構築します。

10

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21～H25)
事業概要		
持続可能な滋賀社会づくり構想推進事業 (持続可能な滋賀の地域社会応援プロジェクト) 意欲ある市町と県が協働して、低炭素社会の実現に向けた取組をモデル的に実践する。 <div style="text-align: right; font-size: small;">地域モデルの設置数 - 地域</div>		自転車利用促進計画の策定を支援 
<モデル市町(地域)を支援する関連施策> (1) レンタサイクル整備・充実支援 市町が実施する駅等でのレンタサイクルの整備・充実に対して支援する。		
(2) 自転車走行環境の整備 自転車走行帯の整備、危険箇所の点検・補修など自転車走行環境を整備する。		
(3) にぎわいのまちづくり総合支援事業 (自転車利用拡大支援) 商店街の空き店舗活用によるレンタサイクル施設の整備等を支援する。		

15

20

(2) バス利用の促進

企業や地域において、マイカー通勤の削減やバス運行の活性化を交通事業者や関係自治体と協働して検討するとともに、モビリティ・マネジメントの実施によりマイカーからバス利用への転換を促進します。

5 また、バス事業者等が行う利用促進のための取組を支援するとともに、PTPS（公共車両優先システム）等のバス利用者の利便性を向上させるシステムの導入を検討します。

モビリティ・マネジメントとは、一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21～H25)
事業概要 環境に配慮したクルマ利用モデル事業 企業や住民、交通事業者、関係自治体との協働による、マイカー通勤の削減策やバスの活性化策の検討に対して支援する。 モデル地域・企業数	1か所	住民等との協働によるマイカー通勤削減策等の検討 検討結果の検証 2か所
エコ交通推進啓発事業 交通事業者、関係団体、関係市町等が連携して実施する公共交通機関利用促進事業（バス利用者への特典付与等）の広報啓発に要する経費を支援する。		広報啓発を支援
公共交通情報一元化システム導入検討 鉄道、バスといった公共交通機関のダイヤ、運賃、乗り継ぎ情報などをパソコンや携帯電話から入手できるシステムの導入を検討する。		導入検討
PTPS導入検討 定時性の確保のための取組として、信号制御などにより交差点でバスを優先通過させるシステム（PTPS）の導入を検討する。	導入済 1路線	導入検討

10

15

20

6	「琵琶湖と暮らしの関わり再生」プロジェクト
---	-----------------------

1 ねらい

琵琶湖と暮らしの関わり再生に向け、琵琶湖を意識した暮らしぶりの提案を行います。

2 展開方向および事業内容

- 5 暮らしが琵琶湖の水環境等に与える影響を明らかにすることにより、琵琶湖への負荷削減を図る暮らしを提案します。また、県民が琵琶湖や川と関わる機会を増やすとともに、琵琶湖についての環境情報の発信や環境学習の充実を図ります。

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21～H25)
事業概要		
暮らしと琵琶湖の水環境との関連調査 し尿(食べ物、薬)、日用品の主要成分等についての分解性調査を実施し、その結果を基に、暮らしの見直しを提案することにより、各家庭での負荷削減を図る。		調査の実施 → 啓発・周知 →
琵琶湖との関わりの機会拡大の取組 湖魚料理を食べる機会、琵琶湖や川と触れあい、遊ぶ機会、琵琶湖の保全に県民が参加する機会を拡大する取組を推進する。		湖魚料理の促進 琵琶湖や川に出かける機会の拡大 県民の参加機会の拡大 →
琵琶湖に関する情報提供と環境教育の推進 県ホームページで琵琶湖の環境情報を発信するとともに、大人を対象とした環境学習および学校での環境教育の充実を図る。		県HPで琵琶湖の環境情報を発信 環境教育、環境学習の充実 →

10

15

20

7	「魚の再生」プロジェクト
---	--------------

1 ねらい

琵琶湖の在来の魚や貝を増やし、本来の生態系を回復するため、琵琶湖南湖の生きものと早崎内湖の再生を図ります。

5 2 展開方向および事業内容

(1) 南湖の生きもの再生

南湖東部域において、魚の再生事業をモデル的に実施し、その成果や課題を踏まえ、他の南湖域に拡大します。

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21～H25)
事業概要		
南湖の生きもの再生事業		田んぼ遡上状況調査 候補地・手法の検討 遡上のための水路整備
琵琶湖と田んぼのつながりを再生させるため、水路・田んぼへの魚の遡上状況等の調査や候補地域・手法等の検討を行うとともに、琵琶湖から田んぼへ魚が遡上するための水路等の整備、堤脚水路や琵琶湖敷地を活用したピオトープの整備を行う。		→

10

(2) 早崎内湖の再生

先進性の高い早崎内湖の再生を進めることにより、今後の湖沼保全のモデルとして確立します。

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21～H25)
事業概要		
早崎内湖再生事業		実施計画の策定
平成20年度以降、用地測量、地形測量、文化財調査などを実施し、平成22年度までに早崎内湖再生実施計画を策定する。		→

15

20

25

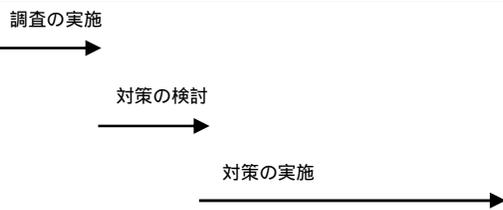
8	「水環境の保全」プロジェクト
---	----------------

1 ねらい

今後の効果的な琵琶湖の総合保全施策を進めるため、CODが改善しない要因について調査研究し、新たな有機汚濁指標等も含めた検討を進めます。

5 2 展開方向および事業内容

水質汚濁メカニズムの解明および水質シミュレーションによる難分解性有機物の収支を把握することにより、効果的な有機物対策の実施や適切な水環境の指標策定などにつなげます。

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21～H25)
事業概要		
水質汚濁メカニズム解明調査 点源、面源等の流入負荷についての調査、主要河川における難分解性有機物の変動の把握調査、プランクトン等による内部生産についての調査および水質シミュレーションによる有機物収支の把握を行う。		

10

15

20

25

30

第5章

計画の円滑な推進

第5章では、計画の円滑な推進を図るために配慮すべき事項を示します。

1 関係諸計画への確実な位置付け

- 5 本計画に掲げた長期的な目標の実現に向けて、関係部局は連携を図るなど、総合的な視野に立って施策を講じることが必要です。このため、環境関係の計画のみならず、土地利用、産業振興、住宅政策、農林水産業政策、交通政策などに関する計画においても、本計画の長期的な目標や施策の方向を反映させるものとします。

10 2 計画の進行管理・見直し

本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「P D C A型行政運営システム(計画(P L A N) - 実施(D O) - 評価(C H E C K) - 反映・見直し(A C T I O N))」によって進行管理を行い、計画の継続的改善を測ります。

- 15 計画の点検・評価は、年度ごとに環境白書やホームページ等を活用して広く公表し、県民、事業者等から意見・提言を求めます。
また長期的な目標の進捗を測る適切な指標について検討を行います。

20 3 環境への配慮のための指針

県民、事業者、行政など各主体が、日常生活や事業活動において環境への負荷を低減する役割を積極的に果たしていくため、環境配慮のための指針を定め、広く活用を図ります。

25